

日本のアジア交易の歴史序説

—古代・中世・近世・幕末・明治初期まで—

丹野 勲

はじめに

本稿では、日本の交易・貿易についての歴史を概説する。古代、中世、近世、幕末、明治初期までの日本の交易、特に日本とアジアの交易を中心として、考察してみたい。著者は、「日本企業のアジア進出の歴史と戦略」をライフワーク研究の1つとしており、本稿はその予備的考察として概説したものである。

日本のアジア交易は長い歴史を持ち、多くの側面があるが、本稿では日本のアジア交易の中で歴史的に重要と思われる、遣唐使と遣隋使、日宋貿易、日明貿易、琉球交易、朱印船貿易、長崎オランダ貿易、横浜貿易、幕末の商社と明治初期の東京商社・大坂通商会社を中心として論じていきたい。

第1節—古代から中世までの日本の海外との交易関係

日本の海外貿易の歴史を遡ると、日本と中国などの東アジアとの交易関係が重要である。日中間を中心としたアジア交易の歴史についてまず概観してみよう。

日本と中国の正式な国交・交流は、1, 2世紀の倭国王らの後漢への派遣、3世紀の邪馬台国女王らの魏および西晋への遣使、4世紀末から5世紀末までの倭の五王たちの宋への派遣などがある⁽¹⁾。その後、7世紀末からの遣隋使・遣唐使の時代、15世紀初めから150年ほどの日明貿易の時代となる。正式な国交がなかったからといっても、東アジアとさまざまな交流があったことも確かである。

古代における日本の交易において、海外から日本にきた国家使節（蕃客）、商人、帰化人などの存在も重要である。

1. 遣隋使と遣唐使

遣隋使は、600年の第1回遣隋使に始まり、僅か4回の派遣で終わった⁽²⁾。607年の第2次遣隋使には、歴史上有名な小野妹子がいる。その後、遣唐使は、630年から894年頃まで、およそ250年間に18回であり、そのうち中止されたものが3回ある。およそ20年に1回程度、遣唐使が中国に渡った。日唐関係の担い手は、遣唐使とそれに付従した留学生・学問僧である⁽³⁾。

遣唐使の船は、大木を角材として接合した大型の木造船で、帆走と櫓漕（ろこぎ）が併用され、初期は120人程度、その後は160-170人程度の乗員で、千石（1石は10立方尺で約0.278立方メートルにあたる）余りの貨物を搭載できる大きな船体であった。帆装は、少なくとも2本の帆柱を有していた。遣唐使船の建造地は、日本の安芸（今の広島県）、近江、丹波、播磨、備中などであった⁽⁴⁾。遣唐使船は、船体が大きかったため、風や波のあたりが大きく、波浪がひどければ、接合部分が分離するなどして、海難事故もたびたびあった⁽⁵⁾。遣唐使は命がけの旅であった。

遣唐使は、日本が何と引き換えに唐の文物を取り入れたのであろうか。日本からの輸出品「朝貢品」は何であったのだろうか。唐への朝貢品は、①生糸・真綿などの絹製品、麻布、②銀、鋳物製品、③油、樹脂、植物性甘味料、などであったとされる⁽⁶⁾。絹製品、麻布は、ほとんど全

て当時の税として課された品である。古代の税制では、各地の実情に応じ、繊維製品や海産物を現物で貢納品（このうひん）として徴収した。銀、鋳物製品については、銀は一般的な税物ではないが、朝廷が、対馬から貢納させた品である。唐代の遺跡からは、日本産の和同開称の銀銭が出土しており、実際にこの形で渡ったことも考えられる。油、樹脂、植物性甘味料は、具体的には海石榴（つばき）油、金漆（こしあぶら）、甘葛汁（あまずらのしる）、木綿（ゆう）などである。日本の唐への輸出品は、貢納制度で徴収される品が中心であった。後期になると紙、砂金、筆墨などが輸出された。

一方、唐から日本に輸入されたものは、①漢籍と呼ばれる中国の思想・制度・歴史・文学に関する書物と仏教経典、②仏像などを含む美術工芸品、③薬物・香料と動植物、などであった。特に漢籍と仏典の輸入は多く、日本の歴史上大きな影響をもたらした。

唐から日本にくる唐商船もたびたび来航した。朝廷は当初は唐商人の一行を大宰府の鴻臚館（こうろかん）などに宿泊させ、その滞在費を負担するなどの受け入れ策を行った。しかし、894（寛平6）年遣唐使廃止以降、朝廷は唐との交易を制限する政策に転換した。911（延喜11）年、唐商船の来航は3年間に1度という制限を設けた。また、日本人に対しても海外渡航を禁止し、もし禁令に反して渡航すれば遠流（おんる）の刑などに処した⁽⁷⁾。

2. 日宋貿易

10世紀後半（960年）に中国では宋の時代となるが、宋と日本との国家間における公的な関係は存在しなかったが、宋の商船が日本にたびたび来航した。朝廷は中国船の来航に制限を加えた。来航の年紀は少なくとも2年以上について1度という規定であった。中国商船の来航については、規定に違って入港した船には通商を許可せず、即時帰国させることを原則とした。宋商船に対しては、博多一港だけが通商貿易の場として開かれ、敦賀その他の地に入港したも

のは博多に廻航させることになっていた。中国船が博多に入港すると、朝廷は来航制限規定に照らして審議したうえで貿易の許可を決定し、宋商人を大宰府の鴻臚館（こうろかん：福岡城内にあったことがわかっている）に宿泊させ、先買権を行使して朝廷が優先的にその舶載品を買上げ、それが終わってから民間との取引を許した。鴻臚館は、当時、大宰府政庁の外港として外交・貿易を担当し、外国の使節や渡海僧らの宿泊所を兼ねた施設である。その前身は筑紫館（つくしのむろつみ）と呼ばれた迎賓館である⁽⁸⁾。しかし実際には、宋商人はこのような制限規定を無視して日本に来航していた⁽⁹⁾。宋商人は、貴族・社寺などの荘園領主と密接な関係を結び、大宰府の管理貿易を嫌い、しだいに荘園地帯の港に来航するようになった。このように、荘園領主と宋商人の密貿易が行われるようになった。

図表1 日宋貿易から朱印船貿易までの輸出品と輸出品

	日 宋 貿 易		日明貿易	日鮮貿易	朱印船貿易	
	平安時代	鎌倉時代			輸入品	輸出品
(輸 入 品)	香料 藥品 染物 絹織物 銀塊 宋錢 竹筴	香料 藥品 綾錦 銀塊 羅 宋錢	絲綢 錦布 繡 水銀 古文銭 漆器	豹虎皮 綿布 苧布 人蔘 五味子 斜皮 彩花席 仏典	生絹 織物 鹿皮 蘇木 砂 鉛 錫 木	銀 銅 鉄
	金子 砂金 薬珠 水銀 茯苓 硫黄 板木 美術工芸品	金子 砂金 薬珠 水銀 茯苓 珠珀 松板 杉板 刀劍 扇	刀劍 硫黄 銅 扇 蘇芳木 蒔絵 屏風 硯	蘇芳木 硫黄 銅 刀劍 屏風 木黄 深朱 桂心 草	硫磺 樟米 工芸品 穀貨	銀 銅 鉄

(出所:佐久木銀弥(1966)『中世の商業』至文堂、114頁)

図表1は、日本における日宋貿易から朱印船貿易までの輸出品と輸入品をみたものである。

11世紀半ばから日本側から積極的に海外に

船を出して貿易しようとする気運が生まれた。博多の豪商や荘園領主で高麗方面に貿易船を派遣するものがあられ、12世紀南宋朝の始まる頃からは、それが発展して中国にまで至るようになった。南宋では揚子江河口に近い明州(寧波)を日本との貿易港に指定したので、日本船は頻りに明州に入港するようになり、日本船の貿易は私的な自由貿易というべき性格のものであった⁽¹¹⁾。

12世紀後半になると、平清盛がでて貿易振興策を採り、日宋貿易がさかんとなった。宋から日本に輸入されたもので重要なのは宋銭である。平安末期からの時期に宋銭の大量輸入があった。日本国内においては奈良朝の初期715(和銅元)年に和同開珎が鑄造発行され、その後平安中期までに12種の銅銭が鑄造されたが、その流通はあまり進まなかった。しかし、平安末期から、宋銭のような中国銭が室町・戦国時代を経て、織田・豊臣時代に統一通貨が出現するまで、流通貨幣の主流となった⁽¹²⁾。日宋貿易では大宰府の外港であった博多がその中心地であった。

日宋貿易の輸入品としては、唐織物、木綿、香料、竹木類、異鳥珍獣、書籍、陶磁器、顔料、薬品、銅銭などがある。12世紀中葉から宋の銅銭が多量に輸入され、日本国内の貨幣流通を促進させた。日本からの輸出品は、金、銀、珠子、薬珠(薬用真珠)、水銀、硫黄、木材、美術工芸品(螺鈿(らでん)・蒔絵(まきえ)、扇、屏風、刀剣等)などであった⁽¹³⁾。

3. 日元貿易と日明貿易

13世紀(1271年)に中国では元の時代になり、日本とは元寇(1274年と1281年の蒙古の元の襲来)などがあったが、日本と元で主に民間貿易者の間で日元貿易が続けられた。

14世紀後半(1367年)中国では明の時代(1644年まで)となり、明と日本の間で公式な国交・交易としての冊封(さくほう)関係が成立した。足利義満の対明外交開始以後、明との間には約一世紀半に19次にわたる遣明船の派

遣があった⁽¹⁴⁾。明との交易では、正式な遣使船であることを証明し、かつ船数を制限するために明が正式に発行した渡航許可証である勘合符(かんごうふ)の制度があった。勘合符とは、往路には本字号勘合符を持参して明の官吏がそれを本字号底簿と引き合わせ、帰路には日字号勘合符を受けてこれを持ち帰り、幕府備え付けの底簿と引き合わせて、貿易船の真偽を鑑別する制度である⁽¹⁵⁾。勘合制度は、正式な日本国王の承認を得た通交者としての朝貢船と倭寇などの海賊船とを区別するうえで重要な役割を果たすものである。室町時代の遣明船では、航海術が進歩し、船磁石が使用されるようになった⁽¹⁶⁾。

明との貿易は、進貢(しんこう)貿易とそれに付随した公貿易ならびに私貿易の三種があった。明からの輸入品としては、銅銭、生糸、絹織物、糸綿、布、薬草、砂糖、陶磁器、書籍、書画、紅線、銅器、器などであった。輸出品としては、刀剣、硫黄、銅、蘇木、漆器、屏風、硯などのである。硫黄や銅などの鉱産物が多く、刀剣が増加したのは遣明船貿易の特色である。特に興味深いのは刀剣の輸出で、1465(寛正6)年度の遣明船では、実に3万余把(たば)の刀剣が銭3万貫余で取引された。銅の輸出は、1432(永享4)年度の遣明船からはじまり、1451(宝徳3)年度の遣明船は9隻で15万4,500万斤(きん:1斤は約600グラム)、1538(天文7)年の船は3隻で29万8,500斤と大量に送っている。日明貿易に日本の出発港は、はじめは兵庫であったが、その後堺となり、堺商人が海外貿易に積極的に参加していった⁽¹⁷⁾。商都の堺は、遣明貿易船の発航地としても栄えたのである。

明朝は、対外政策として実施した朝貢政策と、国内政策として海禁政策を実施した。海禁政策は、倭寇などの海賊の横行を防ぐという目的から施行されたものであるが、明政府の独占貿易を維持するという目的もあった。明のおよそ200年にわたる海禁の時代に、公許(こうきょ)を得られない私貿易すなわち密貿易は執拗に繰り返され、15、16世紀になると貿易の主流は

この密貿易に移ってしまった観さえ呈した⁽¹⁸⁾。

遣明勘合船の廃絶後、日本から輸出したものは銀である。当時東アジアの経済市場を支配したものは銀であったが、戦国時代における日本国内の銀産出額の急増がこれに対応した。それは、戦国大名の熱心な施策によるところが大きかった。それまでの日本は、金輸出国であり、銀は輸入することが多かったが、それが一変して、大量の銀が海外に輸出されるようになった。室町時代の末期（16世紀後半）、日本が産出する銀は、全世界の産出の三分の一を占めるに至ったという⁽¹⁹⁾。ポルトガル船の日本来航もその主目的は日本銀の搬出にあったのである⁽²⁰⁾。このように、南蛮貿易の実態は、外国商人による日本銀と東アジア商品の仲介貿易にほかならないとさえいわれる。日本は銀の輸出によって、大航海時代の世界史に参加することになるのである。

第2節 中世の琉球交易

1. 中国との冊封関係による進貢貿易・朝貢貿易

いつの時代でも海は、人と人を結び付ける文化や経済の大動脈である。球王国の誕生と発展は、船による外国との交易や政治・文化交流によるところが大きかった。

琉球史では、12世紀から14世紀後半までをグスク時代とよばれ、各地に海を見渡すことのできる小高い丘に石垣をめぐらし、豪族の城であり、祭祀施設でもあるグスクが多く作られた（現在、今帰仁（なかじん）城跡、中城（なかずすく）城跡、勝連城跡、座喜味城跡などが残っており、世界遺産となっている）。この時期、沖縄において外国との交易が盛んに行われていたと考えられている。14世紀から16世紀になると、琉球は中国・朝鮮・東南アジア諸国・日本との仲介・中継貿易が本格的に始まり、利益を上げた。特に15世紀、琉球の統一王朝である第一尚氏時代から第二尚氏時代の初期にかけて、中国の明との間で外交において冊封（さくほう）関係を結び、進貢（しんこう）貿易・朝

貢（ちょうこう）貿易を中心とした活発な海外貿易を展開した。

1368年に成立した中国の明王朝は、諸外国に対して冊封・進貢政策をとった。冊封とは、中国の明の皇帝がその権威において外国の王（ここでは琉球王ということになる）の地位を認めることをいう。具体的には、冊封というのは、朝貢の礼に対し、その国王に「なんじを封（ほう）じて国王とする」という勅書を与えることである。進貢・朝貢とは、冊封をうけた外国の王は文書・貢物を使者に持たせ中国の皇帝へ献上し、皇帝への忠節、恭順を示す外交関係である。冊封関係を結ぶことによって中国との正式な貿易が許された。これが進貢貿易・朝貢貿易である。この冊封関係は、琉球のみならず、日本、朝鮮、東南アジアとシルクロード沿いのオアシス国家や遊牧国家の一部諸国も存在した。こうした従属関係により、中国皇帝を頂点とする前近代アジアにおける国際秩序・外交関係、すなわち冊封関係づくりをめざしたのである。

進貢船は、通常、秋（旧暦8-11月）に行って、春（3-4月）に帰ってきた。明朝は、国ごとに入域港を指定し、市航司（しはくし）とよばれる入関機関を置き、琉球は福建省の泉州が指定港となった。福建省の泉州は、当時中国の重要な海外貿易の窓口であつた。福建省は、伝統的に海外貿易が盛んな土地であり、東南アジア中心に活躍していた多くの華僑の出身省であつた。

また、明朝は、貢年・貢期（こうき）という制度を設けた。中国への渡航頻度を国ごとに指定したもので、琉球は1年に1度（年によっては1年2貢）、安南やジャワは3年に1度（3年1貢）、10年に1度（10年1貢）といったもので、自由に中国に出かけることはできなかった⁽²¹⁾。

琉球では、察度の子である中山王武寧（ぶねい）のとき（1404年）、初めて中国の冊封を受けた。琉球は、中国とのこのような冊封関係により、1404年の中山王武寧から1866年の最後の王尚泰（しょうたい）までの約460年間に、21回の中国からの冊封使を受け入れた。

冊封使とは、中国皇帝の命を受けて中国から海を越えて琉球に赴いた使者のことである。琉球において王が死去し、後継者が新たに即位することになった場合、琉球から中国皇帝に対して冊封の要請（請封という）が行われ、冊封使が琉球の新しい国王の即位式典に参加する。正使や副使に率いられた冊封使一行は、総勢で4,500人程度の大規模なこともあったようで、中国から海を越え、那覇港に着いた⁽²²⁾。冊封使は、先代の国王の霊を慰める儀礼と、その後継者たる新国王に封ずる儀礼（冊封）という、2つの重要なセレモニーを執行した。冊封使は、中華帝国の伝統的な中国を中心とした国際秩序を目指す華夷（かい）思想にもとまるとづく冊封体制を支える外交官としての役割を担っていたといえる⁽²³⁾。

中国（明）との貿易は、1372年琉球の3山の一つ中山王の察度（さつと）の進貢・朝貢貿易が始まった。察度王は、貿易のみならず、留学生の派遣、中国人帰化人の受け入れなどを行った⁽²⁴⁾。こうして琉球の中山と明との公式貿易が開始され、それ以降察度王は、毎年のように貢物を奉る進貢使を派遣した⁽²⁵⁾。その後、中山王にならい、1380年に南山王、1380年に北山王が明への進貢貿易を始めた。当時の中国は、臣下（家来）として貢物をもってくる国としか貿易を行わなかった。3山がほぼ時期を同じくして明に朝貢したのは、中国に明という大国の権威を背景に勢力を張り、さらにそれを利用して貿易の利をおさえて、富強になるためであった。その朝貢は中山が3山を統一したとする1429年（永享元年）までに、中山42回、南山24回、北山11回に及んでいる。

三山の王をはじめ、統一王朝の尚巴志（しょうはし：1422-41年）以後の王たちも貢物をもって中国との貿易にあたる進貢貿易を行った。1372年の中山王察度以降約500年間、琉球は中国との進貢貿易が続いたのである。14世紀後半、琉球から海外へ積極的に出ていく動きが本格化する。それを可能にしたのは大型船の保有であり、朝貢の便宜をはかるという名目で明

から琉球に大型ジャンクが賜与された。すなわち、かなりの数の大型のジャンク船が無償で明から支給され、また、大船の操縦や航海などを有する人材が琉球に送られた⁽²⁶⁾。

民国は、日本にも入貢と倭寇の禁止を求めてきた。南北朝が統一された後、室町幕府の足利義満が入貢に応じ、1401年、勘合貿易による正式な日中貿易をはじめ、倭寇の取締りを強化した。

明帝国の史料『明史』外国伝によると、明代270年間アジア各国から行われた進貢回数は、安南（ベトナム）が89回で2位、シャム（タイ）は73回で6位、朝鮮は30回で10位、マラッカ（マレーシア）は23回で12位、日本は19回で13位であるのに対し、琉球は171回で1位、断トツである。2位安南の2倍に近い頻度である⁽²⁷⁾。琉球はアジア各国のなかで公式ルートを通じて最も頻繁に中国に通った実績があった⁽²⁸⁾。その結果として福州（初期は泉州）・那覇間に太い交流のパイプができ、この窓口をチャンネルにして中国商品が大量に琉球に流れ込んできた⁽²⁹⁾。

2. 琉球と中国の貿易品

沖縄から中国への輸出貿易品は、沖縄産の硫黄（いおう）、馬、砥石（といし）、貝殻、日本産の刀剣や銅製品、東南アジア産の蘇木（染料となる木）、胡椒、象牙などである⁽³⁰⁾。硫黄は北方にある硫黄島で産出するもので、その試掘と権利は、国王などが握っていた。

中国からの輸入貿易品は、陶磁器、絹織物、鉄器、銅器、漆器、書籍などである。馬は、野生の馬ではなく、輸出用に飼育したようである。その後、沖縄の海外貿易が活発になるにつれ、貿易品の種類もしだいに増えた。

3. 仲介・中継貿易

琉球は、中国、日本、琉球などの品々を南方・東南アジア諸国に運び売った後に、南方・東南アジアの品々を中国、日本、朝鮮に運び売るといふ、仲介・中継貿易を行った。当時の琉球（奄美から先島諸島まで）の人口はせいぜい10万

人程度であり、琉球にもたらされる商品のうち、内部で消費されたのはごく一部にすぎなかった。

1458年につくられた「万国津梁（ばんこくしんりょう）の鐘」には、海外に雄飛して巨万の富を築いた海洋王国の雄姿が以下のように刻まれている⁽³¹⁾。

「琉球国は南海の勝地にして、三韓（朝鮮）の秀を鐘（あつ）め、大明（中国）をもって輔車（ほしや）をなし、日域（日本）をもって唇齒（しんし：輔車と唇齒はともに深い関係にあるという意味）となす。この二中間にありて湧出（ゆうしゅつ）する所の蓬萊島（ほうらいとう）なり。

舟楫（しゅうしゅう）をもって万国の津梁（しんりょう：かけ橋）となし、異産至宝（いさんしほう：外国の産物やこの上ない宝物）は十方刹（国中）に充滿せり。」

福州（初期は泉州）ルートを見ると、大量の中国商品を仕入れ、それを琉球を経由して日本、朝鮮などに運び売る、またはそれを南方・東南アジア諸国に運び売る。南方・東南アジアではシャム（現在のタイ）、マラッカ（マレーシア）、ジャワ（インドネシア）などが代表的な貿易地であった。たとえば、中国の福州（初期は泉州）で商品を仕入れ、琉球を経由して、博多に出かける。そこで商品を売って船を空っぽにし、博多で容易に入手できる日本の特産品、たとえば貴金属（金、銀）や美術工芸品、日本刀などを仕入れて琉球に帰る。そして、また中国へ行き、それらの日本と琉球の商品を売る。同じように、中国で商品を仕入れ、南方のマラッカに行き、中国商品を売りさばいた後で、錫や象牙、香辛料などを仕入れて船を満載して帰り、中国や日本に売る。仲介・中継貿易では、那覇と福州のあいだに太い交流のパイプが出現し、そのパイプを伝って莫大な中国商品が琉球にもたらされるようになった。

このように、中国商人に代わって中国商品をアジア各地に供給する、この役割を琉球が担う

ことになったのである。その結果として、琉球の仲介・中継貿易は、中国との進貢貿易が順調に推移すればするほど他のアジア諸国との貿易取引もまた順調に推移する、という構造になっていた⁽³²⁾。

琉球の交易において重要な役割を果たしたのは、当時琉球にいた華人であった。福建省から多数の中国人が琉球に移住し、居留地を形成した。那覇港に近いその居住地は、久米村であった。久米村の中国人は、造船、船舶修理、航海術、中国語通訳、外交文書作成、商取引方法、などの海外貿易においてなくてはならない存在であった。当時、南方・東南アジア各地の貿易港は、すでに多数の中国人居住区が形成されており、彼らは居住する貿易港を拠点に活発な貿易活動を展開していた。このような南方・東南アジアの中国人と琉球の中国人との、いわば中国人ネットワークが、琉球の仲介・中継貿易の特徴であった。

琉球にとって、日本は重要な交易国であった。特産物の乏しい琉球は、中国への進貢品や交易品の多くを日本から買い入れた。また、日本は中国や南方・東南アジアから仕入れた品物をさばくための市場でもあった。琉球船は、九州の博多や近畿の兵庫・堺の港などをはじめ、関東の六浦（むつうら）まで行っている。足利幕府は、琉球奉行を置き、第一尚氏王朝と、しばしば文書の交換をしている。

15世紀の後半になると室町幕府の権威が弱体化し、日本国内は戦国時代といわれる混乱した状況になった。海上では私貿易や海賊行為をおこなう、中国人を主体とした倭寇の活動が活発となり、琉球船はしだいに日本から遠ざかっていった。かわりに、堺・博多・坊津などの日本商船が琉球にやって来て貿易をするようになった。特に、堺商人が、単独で琉球貿易に進出するようになった。そのため、琉球船の交易は、それ以降九州に限定され、博多と坊ノ津がその中心となっていくた⁽³³⁾。

琉球から日本への輸出品は、中国産の生糸・絹織物、南方・東南アジア産の皮革、香料・薬

種などで、日本からは日本刀、漆、扇、漆器、屏風、銅などを輸入した。琉球から日本へ貿易のために渡航することを、ヤマト旅と称した。ヤマト旅には、室町幕府に使節を送り交易する形態と、堺・博多などの民間商人と取引する方法とがあった。琉球からもたらされた品々は、上流階級のあいだで重宝がられたといわれ、幕府も琉球貿易を奨励した⁽³⁴⁾。

4. 南方・東南アジアとの交易

13世紀ごろから、琉球船は南方・東南アジア方面、シャム王国（現在のタイ）やマラッカ（マレーシア）までおよんだ。琉球船は、そのほかに安南（ヴェトナム）、スマトラ、ジャワ（インドネシア）などにも交易し、那覇には諸国の船が集まった。

15世紀から16世紀ごろの第1尚氏時代と次の第二尚氏時代の初期は、沖縄の南方・東南アジア諸国との貿易が最高に達した時代であった。当時、東南アジアでもっとも栄えていたのが、シャム（タイ）のアユタヤ王朝であった。シャムは、南方・東南アジア地域で琉球にとって最大の貿易相手国であった。シャムには、1420（応永27）年、使者を遣わして交通を開始し、それ以降150年間も貿易を続けた。琉球王府の記録によると、1419年から1570年までの約150年間に、62隻の琉球船が派遣された。実際の数はいくらかは上回るものと思われ、年に一隻は派遣していたのではないかと考えられる⁽³⁵⁾。

琉球からシャムへの輸出品は、琉球産の硫黄、中国産の絹織物・磁器類・日本産の刀剣・扇などであった。シャムからは、朱色の染料として価値の高い蘇木や胡椒などの香辛料・高級織物・南蛮酒類、それに象牙の加工品など南方産の珍しい品々を買入れた。

シャムとの交易が軌道にのると、琉球はさらに南下してマジャパヒト王国のバレンバン（インドネシアのスマトラ島南東部の港湾都市）、ジャワにも船足をのぼし、15世紀なかばには東西交通の要衝であったマラッカ王国まで交易圏を拡大した。バレンバンとの貿易は、1421（応永28）年、華僑頭目の使者を、沖縄からシャ

ム経由で返還したことに動機づけられ、1440年まで続いた。ジャワとは、1430（永享2）年に始まり、それ以降約150年間も貿易を続けた。バレンバンへは1428年から1440年まで4隻、ジャワへは1430年から1442年まで6隻の琉球船が派遣された。

マラッカは15世紀になって繁栄し、東西交易の接点となった。マラッカはインド商人やアラビア商人なども頻繁におとずれ、東西のありとあらゆる産物が集積する地域であった。琉球は、ここからも胡椒をはじめ、南方産の珍しい品物を仕入れた。沖縄とマラッカの交易は、歴代宝案（1424年から1867年までの琉球本国の外交に関する文書を集めた記録）では1463年（寛正4＝尚徳3）からとなっている。マラッカへは、同年、呉実堅（ぐしきん）を遣わしており、その前から通行があったらしい⁽³⁶⁾。マラッカとはそれから1511年までの間に、前後18回にわたって往航している。マラッカは1511年、ポルトガルに占領されたため、それ以後沖縄船は、マライのバタニヤ、ジャワのスンダやカラパに移って交易した。

琉球貿易の特徴は、その形態が琉球商人によるものではなく公貿易であったということである。琉球船は国王の派遣する官船であり、外交を前提とする遣船であり、航海技術要員を除く乗組員は使節人員（役人）であり、商人は含まれていなかった⁽³⁷⁾。

琉球の東南アジア貿易は、「港市」のネットワークを基盤として展開された。港市とは、貿易港を核として歴史的に発達した港湾都市のことである。マラッカ王国の形成がその典型であるが、港市を中核とした小国家が東南アジアの海域世界には数多く生まれた。

琉球船は、東南アジア各地の港市から港市へ寄港しながら貿易をおこなった。その活動は華僑の商業ネットワークを利用していたと考えられる。たいていの港市には華僑が定住しており、琉球船にも福建系の久米村華僑が通事（中国語通訳）として乗っていたので、交渉事務はほとんど中国語で用が足りたものと思われる。

琉球から東南アジア方面への派遣船数を『歴代宝案』からみると、シャムが58隻ともっとも多く、ついでマラッカ20隻、パタニ10隻、ジャワ6隻、パレンバン4隻、スマトラ3隻、スンダ2隻、安南1隻、この順で、合計104隻である。このように琉球から南方・東南アジアへの船は多かったが、南方・東南アジア諸国の船が琉球にきたのは、シャム船の2、3回だけで、全くは一方交易であった。

沖繩船は日本産の銅・刀剣や、中国産の生糸・絹織物・磁器などを転買し、南方・東南アジアから染色の原料に用いられる蘇木や胡椒などの香辛料を輸入した。これらの輸入品を明への朝貢品として再輸出されるとともに、日本や朝鮮へ転売され、仲介・中継貿易で莫大な利益をおさめた。泡盛の製法もシャムから輸入された⁽³⁹⁾。

5. 琉球の大交易時代

14世紀後半から16世紀半ばまで、琉球は、いわゆる大交易時代とよばれる時期であった。14世紀後半、琉球は、海外へ積極的に出ていく動きが本格化する。それを可能にしたのは大型船の保有であり、朝貢の便宜をはかるといふ名目で明から琉球に大型ジャンクが賜与された。この海外貿易船を、「進貢船」とよんでいる。

そのころ、中国では民間人の海外貿易は禁止されていた。また、すでに海外に居住する中国人が故郷に帰ることも大幅に制限されていた。このような海禁により、本国での貿易を厳しく制限された中国商人の一部が、新たな活動拠点を求めて海外各地へ移り住み、そのため中継貿易の拠点として琉球の地位が高まったのである。中国から流入する大量の銅銭（洪武・永楽通宝など）は港市の貨幣経済を活性化させ、アジア各地から舶載される珍しい商品が那覇の市場で取り引きされた。

15-16世紀にかけて、琉球王国はアジアの貿易拠点としての地位を確立した。明や朝鮮との通交はもちろん、博多・対馬・堺・坊乃津などから多数の日本船が、胡椒や蘇木などの東南アジア物産を買い求めるために琉球をおとずれ

た。博多は、琉球-日本-朝鮮を結ぶ東アジア貿易ルートの重要拠点であると同時に、瀬戸内海をへて兵庫・畿内へ至る国内流通の結節点でもあった。琉球ルートの貿易品は博多を経由して日本市場に流通し、その一部は壱岐・対馬を経由して朝鮮半島へ転売された。

そのころの琉球人の活動をポルトガル人であるトメ・ピレス「東方諸国記」によると以下のよう⁽³⁹⁾に記している。

「われわれの諸王国でミラノについて語るように、中国人やその他のすべての国民はレキオ人について語る。彼らは正直な人間で、奴隷を買わないし、たとえ全世界とひきかえでも自分たちの同胞を売ることにはしない。彼らはそれについては死を賭ける。(中略)かれらは色の白い人々で、シナ人よりも良い服装をしており、気位が高い。かれらはシナに渡航して、マラッカからシナへ来た商品を持ち帰る。かれらはジャポン（日本）に赴く。それは七、11日の航程のところにある島である。かれらはそこでこの島にある黄金と銅とを商品と交換して買入れる。レキオ人は自分の商品を自由に掛け売りする。そして、代金を受け取る際、もし人々が彼らを欺いたとしたら、彼らは剣を手にして代金を取り立てる」。

このレキオ人とは、もちろん琉球人のことである。日本が南方貿易を始めたのが16世紀後半で、琉球は日本より100年以上も早く、東南アジア地域で交易活動を行っていたことになる。

明国への琉球の入貢回数は171回で、2位のベトナムの89回、朝鮮30回、日本19回と比較すると、断トツの1位である。琉球の大交易時代、中国に渡航した琉球人は延べ10万人（清代をいれると20万人）、東南アジアへの渡航者は延べ3万2,300人にも達するという。16世紀の琉球の人口がほぼ10万人程度だったことを考えると、驚異的な数値といえる⁽⁴⁰⁾。

このような壮大な交易によって、レキオたちは東アジアの各地域や国々の文化を琉球にもた

らし、独自の王国文化を形成していったのである。

琉球は、東アジア・東南アジア地域の中継貿易国として栄え、ヨーロッパ人にも、レキオまたはゴレス人として知られるようになった。琉球の"大交易時代"とよばれるゆえである。琉球はこの時期に王国としての体制をかため、東アジア社会の一員として認められたのである。

では、なぜ小さな琉球王国が、東南アジアまでの大交易を行うことができたのであろうか。

第1は、琉球の地理的な有利性である。琉球は、地理的に中国、日本、東南アジアのほぼ中心にあり、航海術の進歩もあり、海洋貿易では地理的に優位な場所にある。

第2は、琉球には産物が少なく、海外交易を進めなければ、国を発展させることができなかったことがある。

第3は、明の中国商人への海禁政策である。明は、冊封を受け入れた国とのみ朝貢貿易を行い、中国商人が海外で自由に交易することを厳しく禁じていた。そのため、14世紀後半から16世紀にかけて、マラッカ海峡以東のアジア海域で南北の流通を担う中国商人の活動が鈍ってしまい、琉球商船が活躍する好機がめぐってきたのである。

第4は、中国の明と琉球との朝貢貿易体制である。琉球交易において、東アジア世界に君臨していた中国皇帝の権威が後ろ盾になったということである。

第5は、琉球から海外へ積極的に出ていく動きが本格化する14世紀後半、それを可能にしたのは大型船の保有であり、朝貢の便宜をはかるといふ名目で明から琉球に大型ジャンクが賜与されたことである。

6. 琉球貿易の衰退

琉球の大交易時代も、長くは続かなかった。

琉球王国の最盛期は、16世紀前半であった。16世紀ごろからヨーロッパ諸国の地理上の発見でポルトガル、スペインなどが東南アジアへ

の進出してきた。1420年から1620年にかけて、ヨーロッパ人による海外進出が活発に展開されたが、その200年間の歴史は一般に「大航海時代」と呼ばれる。この時代には、スペイン、ポルトガルをはじめヨーロッパ勢力のアジア進出によって、遠洋航海ルートが開拓され、はるか海を越えて大規模な人の移動が可能となり、貿易と物産の交流が地球的規模でおこなわれるようになった。アメリカの歴史家ボイス・ペンローズの言によれば、「大航海時代」とは、地球という広大なキャンパスに描かれた壮大な叙事詩であるという⁽⁴¹⁾

日本も、16世紀の後半ごろから堺商人などが活躍し、活発に交易活動を行うようになった。

中国でも海禁政策が緩み、中国商人が盛んに商業活動を繰り広げることになった。また、中国の国力が衰えたことで、琉球へのジャンク船の支給も停止された。さらに、中国人を主体とした倭寇の活動が激化した。

琉球王国は、豊臣秀吉や薩摩の島津氏が服属を求めたため動揺がはじまり、1609（慶長14）年に薩摩藩に征服され、王国の体制のまま日本に服属するようになった。

以上のような要因などがあり、琉球の中継貿易の役割は減退していった。琉球は、中国への渡航を除いて、1570年のシャムへの使船を最後に、東アジア・東南アジアの表舞台から消えていった。16世紀の後半になると、ポルトガル・スペインのアジア進出と日本の交易活動の発展（特に堺商人の活躍）、および中国沿岸に出没する倭寇（海賊）に脅かされ、琉球の中継貿易は急速に衰えていったのである。

第3節 朱印船貿易

1. 朱印船貿易とは何か

朱印船貿易とは、16世紀末から17世紀初めにかけて朱印状を交付された商船による海外貿易である。渡航船に与えた渡航免状を朱印状又は御朱印状と呼び、朱印状を携えて渡航した船を朱印船又は御朱印船と呼んだ。

朱印船の起源は、室町時代の諸侯が出した御

印判舟である⁽⁴²⁾。島津氏が琉球渡商船に発給した印判状、ついで、秀吉が文禄初年（1592年頃）に、京都、堺、長崎の豪商に南洋各地に渡航する商船に朱印状を下附したとされている。江戸時代に入り徳川家康は、南洋諸国との国交開始にあたって、諸外国に送った書簡の中で朱印船制度を創設したことを通告して、その諒解を求めている。

慶長六年辛丑十月安南国への返書では『本邦ノ舟、吾其ノ竺到ラバ、此ノ書ノ印ヲ以テ、証抛ト為ス可シ。印無キノ舟ハ、之ヲ許ス可カラズ』の旨を通告している。また、同年冬十月フィリピン総督に送った答書では、『他日本邦ノ船其ノ地ニ到ラバ、則此ノ書押ス所ノ印ヲ以テ、信ヲ表ス可シ。印ノ外ノ者ハ、許ス可カラズ』と述べている⁽⁴³⁾。

すなわち、家康は、豊臣秀吉の行った対外貿易政策を踏襲した。家康は、海外渡航船に朱印状を交付し、渡航先の諸外国にもこの旨を通告し、当該渡航船の航行・貿易の安全について特別の便宜を与え、朱印状を持たない船との交易は拒否するよう求めた。

朱印状の発給は、将軍の秘書格であった僧侶が行った。朱印状は、『自日本到某国舟也』と記し、その横に下附の年月日、上方に将軍の朱印を捺した。朱印状は一航海一回限り有効であった。

江戸時代の朱印船の発着の拠点は長崎であった。朱印船の渡航先は、中国南部・台湾、および東南アジアの各都市である。中国・台湾では、台湾の高砂、澎湖諸島の崑耶宇（ヒヤウ）、中国潭州の信州、中国澳門の潭州の西洋（サイヤウ）がある。ベトナム（安南）では、ベトナム北部（ハノイ）のトンキン（東京）、ベトナム中部の旧都フエのソンハ（順化）、ベトナム中部（ダナン近郊）カウチ（交趾）のホイアン（フェフォ、会安）とツーラン、ベトナム中部のクアン・ナム（広南）のカチヤン（迦知安）、ベトナム中部のファン・リ（播里）のチャンパ（占城）がある。カンボジアでは、プノンペン又は王都ウドンの外港ピニヤルーがある。タイ（暹羅、

シヤム）では、旧都アユタと、マレー半島中部のバタン（パタニ、太泥）がある。マレーシアではマレー半島南部（マラッカ）のマリカ（マナカ、摩利伽）がある。フィリピンでは、マニラのルソン（呂宋）とフィリピンのミンドロ島のミサイヤ（密西耶）がある。ボルネオ島のブルネイでは、フルネイル（文萊）がある。また、モルッカ諸島のマロク（摩陸）がある。

江戸時代の朱印船の数は、岩生成一によれば⁽⁴⁴⁾、朱印船制度が始まった1604（慶長9）年から鎖国政策が実行された1635（寛永12）年までの32年間で、少なくとも355隻南洋に渡航したと推定している。朱印船の渡航先は、ベトナムのカウチ（71隻）、トンキン（37隻）、カンボジア（44隻）、タイ（55隻）、フィリピンのルソン（54隻）、台湾の高砂（36隻）という6地域が多かった。この6地域の合計は297隻となり、朱印船総数の84%程度となる。そしてその中で最も多数が渡航したベトナムのカウチ、タイ、フィリピンのルソン、カンボジアの4地域には、日本人の移住する者も多く、日本人居留地である日本町が発達した所であった。

2. 朱印船貿易の航海

朱印船は、70～80噸（トン）程度の小船もあったが、大抵200～300トン程度の大船が使用された。朱印船の大多数は、日本で建造されたものであった。朱印船の船員は、船長、航海士（按針とよばれた）、水夫などで、その大多数は日本人であった。未知の南洋に航海し始めた頃には、これに習熟した中国人航海士を備え入れたこともあった。後には、イスパニヤ人、ポルトガル人、イギリス人、オランダ人等の航海士を備え入れるようになった。

朱印船は大抵、晩秋、初冬の北風を利用して出帆南下し、渡航先で交易活動をした後、翌年の春夏の南風によって帰航した。時として、南方の渡航地で、買い付けなどのため1年以上も滞留することもあった。朱印船が、順風に乗って好調に航海した場合は、日本台湾間15日、日本ルソン間20日、日本ベトナム間27～

33日、日本タイ間35～36日、日本カンボジア間57日程度かかったとされている⁽⁴⁵⁾。

3. 朱印船の貿易家

海外に貿易船を派遣して貿易を行うためには、相当多額の資本を必要とした。また、朱印船貿易では、航海中の風波、海賊、外国商人との競争、貿易品の相場の急落など多くのリスクがあり、小資本では困難であった。そのため、朱印船貿易家は、大名、武士、大商人、外国人などに限られていた。

大名では、島津忠恒、有馬晴信、松浦鎮信、鍋島勝茂、亀井慈矩、加藤清正、五島玄雅、竹中正重、松倉重政、細川忠興などである。そのほとんどが西国の大名であった。この大名の派遣した朱印船の延べ数は37隻で、島津8隻、有馬7隻、松浦7隻と3大名が過半数以上を占めていた。武士では、長谷川権六、小浜民部、佐川信利、村山等安の4氏である。商人では、角倉了以、角倉与一（与市）、末吉孫左衛門、平野藤次郎、荒木宗太郎、高木作右衛門、茶屋四郎次郎、船本弥七郎、末次平蔵、西類子、橋本十左衛門、伊丹宗味、後藤宗印などの豪商であった。外国人では、家康の外事顧問をした三浦按針（ウィリアム・アダムス、William Adams）、オランダ人高級船員ヤン・ヨーステン（Jan Joosten（耶揚子）、長崎在住イスパニア人船主マノエル・ゴンサルベス（Manuel Goncalvez）、中国人の李旦、林五官、林三官などであった⁽⁴⁶⁾。

4. 朱印船の貿易品

朱印船が日本から輸出した物は、銀、銅、銭、硫黄、樟脳、米穀、細工品、諸雑貨等であった。一方、輸入品は、生糸、絹織物、綿織物、獣皮革、鮫皮、蘇木、鉛、錫、砂糖等であった。

日本からの輸出品として最も金額の多いものは、銀であった。朱印船と外国船によって年々海外に輸出された銀の量は、不純分を考え内輸に見積もって、3万5,000貫目ないし4万4,000貫目位、キロでいうと13万ないし16万5千キ

ログラム程度である。当時日本を除く全世界の銀産出額は1年間で39万ないし42万キログラム前後であったと推定されており、一時日本の年間輸出銀の量だけでも、世界産額の3割ないし4割にも達していたことになる。このように、当時日本の銀が世界貿易史上に占める位置は極めて重要であって、欧亜諸国の商人が日本貿易の開拓推進に極めて熱意を有していた理由も容易に理解される。

日本への輸入品として最も金額の多いものは、生糸であった。諸外国船や朱印船によって、1年間に3～40万斤輸入され、多い年には60万斤も輸入された。輸入量が40万斤を超過した場合は、供給過剰のため、相場が下落したようである。1634（寛永11）年度では、輸入生糸総額40万4,000斤のうち、諸外国船は、支那船17万斤、オランダ船6万4,000斤、ポルトガル船2万斤であり、朱印船は15万斤を輸入した。生糸輸入に関しては、支那船が断然その主要なる地位を占めていた⁽⁴⁷⁾。

5. 朱印船貿易の停止とオランダ商権の拡大

徳川幕府は、西国大名が富を強化することを到底看過することができないと考え、1609（慶長14）年には大名が大船を保有することを禁止した。そのため、大名による朱印船貿易はほぼ停止した。さらに、キリシタンの取締りを強化するために、1626（元和2）年には外国人の国内商業活動を禁止し、今まで自由無制限に認めていた欧州船の寄港地を長崎と平戸の両港に限定した。さらに後年には、幕府の直轄地長崎1港に限定した。このように諸大名の貿易に対する規制も厳しくなった。そのために、朱印船商人も次第に淘汰整理され、後には京都の茶屋四郎次郎、橋本十左衛門、角倉与一（与市）、末吉孫左衛門、長崎の末次平蔵や三浦按針（2代目）などの幕府とのつながりの深い特権的な商人に独占されるようになった。

しかし、朱印船によるキリシタンの往来や密貿易船を取り締まるために、1631（寛永8）年6月には奉書船の制（海外渡航船に朱印のほ

かに老中の奉書を交付する)を設けた。さらに、1633(寛永10)年2月には、海外交通貿易制限令17か条が發布された。ここに鎖国体制の第一段階に踏み入った。この令状では、海外残留日本人の帰国について5カ年の経過規定を設けたが、朱印船の海外渡航は認めた。その後、1635(寛永12)年5月に発布した第三回の鎖国令では、ついに、

- 一異国へ日本の船遣し候儀、堅く停止の事。
- 一日本人異国へ遣す可からず候条、忍候て乗渡る者之有るに於ては、其身は死罪、其船共留め置き言上す可き事。
- 一異国へ渡、住宅仕る日本人来り候はば、死罪申し付けらる可き事。

と規定して、日本人海外渡航並びに帰国の禁と共に、日本船の海外渡航を無条件に禁止した。近世初期40年にわたって、日本の海外貿易に主要な役割を果たした朱印船の活動が停止したのである⁽⁴⁸⁾。

対外関係では、島原の乱に鑑みて、幕府は1639(寛永16)年7月にポルトガル船の来航貿易を禁止した。これにより、完全な鎖国体制が取られて、オランダの日本貿易独占体制が確立された。1635(寛永12)年に日本船の海外渡航禁止令が発布されたため、かつて日本の朱印船が牛耳っていたアジアの貿易地では、日本に代わってオランダの商権を拡大した。オランダは、カンボジア、トンキン(東京)、カウチ(交趾)、シャム(暹羅)の4地に使節を派遣して、カンボジアとトンキンには、新たに商館を開設し、カウチとシャムの両地では商館の整備強化をし、商船を増やし、日本との仲継貿易に力を注いだ。このようなオランダ商権の拡大を背景として、その日本貿易額は、寛永12年以降増大し、ついにポルトガル船の貿易禁止翌年、1640(寛永17)年度には、その対日貿易額は、例年の3倍以上に達した⁽⁴⁹⁾。

6. 南洋の日本人町

南洋の日本人町とは、東南アジア各地に形成された日本人移民者とその子孫を中心とした地域である。南洋各地の日本人の居住形態は、日本人のみ特定の地域に集団をなして一部落を形成した場合と、諸外国人の間に雑居して分散生活を営む場合とがあったが、前者を特に「日本町」と呼んでいた。

このような日本町は、カウチ(交趾)と呼ばれていたベトナム中部のフェフォ(Faifo、現在のホイアン)とツアーラン(Tourane、現在のダナン)、カンボジアのプノンペン(Phnom Penh)とピニャール(Pinhalu)、シャム(現在のタイ)のアユタヤ(Ayuthia)、ルソン(現在のフィリピン)マニラのディラオ(Dilao)とサン・ミゲル(San Miguel)、ビルマのアラカン(Arakan)の8か所にあった。

後者の外国人の間に分散雑居している日本人居住地は、南洋の各地にあった。台湾の台南・安平・淡水・澎湖島の4地、澳門(マカオ)、トンキン(東京)、モルッカ(Moluccas)諸島(香料諸島)のアンボイナ島(Amboina)・バンダ島(Banda)・テルナテ島(Temate)・ティドール島(Tidore)・マキヤン島(Makian)・セレベス島のマカッサル(Makassar)、ボルネオ島のコタワリング(Cotawaringi)、スマトラ島のジャンビ(Jambi)、ソロール島(Solor)、ジャワ島のバタビヤ(Batavia、現在のジャカルタ)・バンタン(Bantam)、マレー半島のマラッカ(Malacca)・パタニ(Patani)・リゴール(Ligor)等があった。

日本町の規模については、最盛期での日本人町人口では、フィリピンマニラの日本人町ディラオとサン・ミゲルで3,000人程度、ベトナムカウチ(交趾)の日本人町フェフォとツアーランで400人程度、タイのアユタヤの日本人町は1,500人程度、カンボジアの日本町プノンペンとピニャールで300人程度、ビルマの日本人町アラカンで100人程度であるとしている⁽⁵⁰⁾。

南洋日本人町の日本人移住者には、日本人自ら渡航した者および外人の雇傭人として渡航した者という2つに類型化することができる。

第1の日本人自ら渡航した者には、海賊として渡航した者、船員として渡航した者、商人として渡航した者、失業者として渡航した者、追放切支丹として渡航した者、その他の渡航者に分類できる。第2の外人の雇傭人として渡航した者には、船員、傭兵、工人労務者、商館傭員、官吏、伝道者、捕虜、奴隷、外人との婚姻によって渡航した者、などに分類できる。

7. ベトナム（越南）のホイアン（フェフォ）の日本人町の事例

ベトナム（越南）は、朱印船の活躍時代において、日本の商船がベトナムを訪れ、日本人が居住し、中には政府の高官に登用される者あり、フェフォ（現在のホイアン）には日本人町もあった。徳川氏執政の後、1604（慶長9）年から鎖国直前まで、カウチ（交趾：当時越南の南を支配していた国）宛朱印状の下附されたものは、71通であった⁽⁵¹⁾。

ツーラン（現在のダナン）は、ベトナム中部の要港で、御朱印船はたびたび同港を訪れ、積荷を小舟に移して、フェフォ在住の日本人等を介してこれを売った。すなわち、日本人は朱印船に乗ってツーランやフェフォを訪れ、まずツーランに碇泊して、所定の手続きを経、政府の許可を得て初めて積荷を下ろして、その中若干を、官憲や大官が優先的に買い上げ、その後これを小舟に積み換えてツーランから河を遡ってフェフォに運ぶことを常とした。ツーランが、いわば、一時的仮泊の港町であったのに対して、フェフォは純然たる商業町で貿易のため永住的な外国人居留地発達するようになった。ツーラン港は良碇泊地で、朱印船も碇泊し積荷は舟で河を渡りフェフォに運び、在留日本の協力で売りさばいた。フェフォの北河には日本人町が発達した。

当時の貿易家である茶屋の一族、茶屋又次郎が御朱印船に投じて、同地に赴き、帰国の後渡航の次第を絵巻物に描かせたのが今も名古屋の情妙寺に残っている。この絵巻物によると、朱印船は長崎を出発し五島を経てツーラン港に入

港し、同船の全長25間ほど、横幅4間半、乗組員数300名余、日本からの航程40日と記してある。ツーランには、小さな日本人町ができた、在住の日本人を中心とする教会堂もできた。ツーランから南方約30キロにあるフェフォにも日本人町があり、むしろそちらの方が栄えた。フェフォ（現在のホイアン。ホイアンは1999年世界遺産に登録された。）には、日本橋通があり、その通の西端には日本橋があった。日本橋は今では来遠橋とも言い、その後数回改造して、往時の日本的な姿は全くないが、橋上東端に在る碑には、『古也相傳、日本國人所作経、』と銘記してあり、古くから日本人がこの橋を造ったことを伝えている。慶長の末年に、三浦按針が朱印船を操って同地に赴いた時の航海記によれば、フェフォには日本人町があつて、町には日本商人の外、長崎奉行長谷川左兵衛の手代も駐在していたと記してある。その後少しおくられて元和の初め頃に、イタリア人宣教師ボルリが同地に滞在して布教に従事したが、彼によれば、フェフォは日本人と支那人の町から出来ていて、日本人は日本の法律習慣によって生活し、支那人は支那の法律習慣に従って生活していた。日本町には、その町の住民中から選出した長、すなわち居留民団長ともいべき者が居て、これを取り締まり支配し、支那人町も、自国民中から選出した長が自国民を支配しているとして⁽⁵²⁾。

フェフォは、当時、日本人と中国人の町があり、両国船が往来していたようである。フェフォに日本人が進出し定着する様になったのは、慶長の時代で、御朱印船貿易開始後まもなくであろうと考えられている。

1651年オランダ人が同地に行った時の紀行の中では以下のように記している⁽⁵³⁾。

「目貫の通りは、川に沿ってつながっているが、大部分は石造にして耐火家屋である。その中に六十軒余の日本人の家があり、その他は殆ど中国人の商人と職人の家で、安南人の住む家は極めて少ない。」

フェフォ市街の構成員は設立当初より依然と

して日中両国民より成り、日本人の戸数が60軒余とあるから、仮に一軒の人数を4人とすれば、日本町の全員は300人前後となる。これは鎖国後十数年を経過した時の見聞であるから、鎖国以前に日本人が盛んに渡航した時代は、ツーランとフェフォの日本人町を通じて、なおほるかに多数の日本人が在留していることが推察される。

この日本町は、自治制を許され、一種の治外法権を持っていた様である。既に元和年中に舟木彌七郎が、渡航日本人の取締りに任ぜられ、その後代々町の有力者がその任に在り、兼ねてザバンドルすなわち港務官の役を勤めた。鎖国前ドミンゴなる者あり、その後平野渥六兵衛、磯村宇兵衛、その子太兵衛、林喜右衛門、角屋七郎兵衛等がその日本町の町長を勤めたが、オランダ人等の同地における貿易には、常に彼等の助力斡旋を受けている。

しかし、鎖国を経過すること3、40年に及ぶ、在留日本人は漸次減少した。1676(延宝4)年に同地在留の平野屋四郎兵衛が故郷に、「爰(ここ)元も日本仁(人)皆々相果、只(ただ)二人に罷(まかり)成り無爲方体、御推量可被成候」と記して、いかにも憐れな手紙を送っている⁽⁵⁴⁾。その後1696(元禄9)年イギリス船が同地に入航したとき、日本人の世話になり、なお日本人家族4軒あったと記している。同地で交易した日本人も、鎖国により後援続かず、町の実勢は華僑に代わった。華僑の家は数百軒に達し、彼等の商船は年に10数隻入港して交易するようになった。このように、ツーランとフェフォの日本人町は鎖国とともに徐々に消滅したのである。

第4節 長崎貿易—オランダ貿易を中心として

1. 平戸と出島のオランダ商館

オランダ東インド会社の商館が1609(慶長14)年より1641(寛永18)年までの33年間、長崎の平戸にあった。平戸にはオランダの商館

の他に、イギリス東インド会社の商館もあった。イギリス東インド会社の平戸商館は、オランダより4年遅れの1613(慶長18)年に開設された。1941(寛永18)年、オランダ東インド会社の商館は、長崎の出島に移転した。オランダ商館は、1641(寛永18)年より1856年(安政2)年までの215年間この出島にあった⁽⁵⁵⁾。長崎貿易におけるオランダからの初期の輸入品は、主にインドのベンガル、ベトナムのトンキン、中国などからの生糸で、一方、オランダに輸出していた主な品は銀であった。オランダ東インド会社による日蘭貿易といっても、実態はアジアと日本との中継貿易が多かった。

長崎出島はポルトガル人を隔離するために埋立てをおこない1634(寛永12)年に完成し、ポルトガル商館を移した。出島は総坪数が3,924坪あり、周囲を石垣で築き、出島の北岸に出島橋があり、市街に通じる唯一の出入口になっていた。しかし1639(寛永16)年にポルトガル人が全員国外追放となったので、出島はしばらく無人化した。その後、幕府のオランダ人隔離政策により、1841(寛永18)年に平戸オランダ商館を空屋となっていた出島に移転させた。これ以後幕末にいたるまで、出島のオランダ商館はわずかに海外の知識・文物を取り入れる鎖国の窓の役割を果たすことになった⁽⁵⁶⁾。

出島のオランダ商館長は、162代で、多くは在任1年であつたが、中には数年ひきつづいて在任したものもあつた。商館長をカピタンとも言った。その下に副商館長(ヘトル)、倉庫長、支出役、商務員、書記、補助員、医務職員(医師)等がいた。時代によって人員に増減があつたが、10名から15名位であつた。オランダ人と最も直接交渉をもつたものは阿蘭陀(おらんだ)通詞であつた。これは通訳官兼商務官で、日蘭の外交貿易のことに直接当つたばかりでなく、文化交流においても主役をつとめ、蘭学洋学の発達の母胎となつた。通詞には、役人である役人通詞と役人でない内通詞がおり、幕末期にはおよそ140人の通詞がいたとされている⁽⁵⁷⁾。鎖国時代、長崎に来る外国人は婦人を同伴するこ

とが許されなかった。丸山の遊女が出島と唐人屋敷に出入することを許されていた⁽⁵⁸⁾。オランダ商館員はこの出島に閉じ込められており、自由に長崎の市街を出歩くことは許されなかった。オランダ人の行動を監視するため、出島橋の内側に番所があった。町年寄の下の出島乙名の責任で管理がおこなわれていた。大名や役人、貿易関係者以外の日本人が自由に出島に入るとは禁じられていたが、例外として遊女・高野聖（僧侶）だけは入ることが許されていた。そのほかの日本人が出島に入る場合は、出島乙名の門鑑をもっているもののみが出入りを許され、出入者はきびしくチェックされた⁽⁵⁹⁾。

1609年、オランダ東インド会社の最初の船が平戸に来航しオランダ貿易が始まったのであるが、文化史的に興味深いのは、日本緑茶のヨーロッパへの輸出である。平戸来航の翌年1610年、オランダは平戸からヨーロッパへ始めて日本の緑茶を輸出した。これがヨーロッパにもたらされた最初の茶であるといわれている。もしそうだとするとヨーロッパ人が最初に知った茶は日本の緑茶であったことになる⁽⁶⁰⁾。ただし、この時のオランダの平戸からの輸出には中国茶（ウーロン茶）が含まれていたとする説もある⁽⁶¹⁾。いずれにしても、17世紀初頭ないし中頃にイギリスを中心としたヨーロッパに紅茶などの茶が主にアジアから輸入され紅茶文化が形成されていったことを考えると、日本の緑茶はヨーロッパの茶文化に一役買っていたといえるであろう。ヨーロッパの茶文化の起源の1つが日本の緑茶であったという事実は極めて興味深い。その後、日本茶は、平戸の東オランダ会社によりヨーロッパに輸出されていたが、しだいに日本の緑茶貿易は衰え、それに代わって中国からのいわゆる中国茶がヨーロッパへ輸出されるようになった。

2. オランダ商館長の江戸参府

オランダ商館長は任期中に、正月に江戸に参上して将軍に謁見し、献上物を捧げる江戸参府が慣例となっていた⁽⁶²⁾。江戸参府は1609

（慶長14）年に始まり、毎年参府するようになったのは1633（寛永10）年からで、それ以来特別の事情のため中止することがあったが、1850（嘉永3）年まで218年間に116回の参府を行っている。1989（寛政2）年からは5年に1回となり、幕末になる程参府の回数が減ってきている。長崎と江戸の間を長いときは120日程度要した年もあったが、ふつうは90日程度かけて海路と陸路で往復した⁽⁶³⁾。江戸参府には、江戸の長崎屋、今日の海老屋、大阪の伊藤家と佐甲家という阿蘭陀（おらんだ）宿に泊まるのが決まりであった⁽⁶⁴⁾。

商館長の江戸参府は、幕府の立場からは、オランダ国王の将軍に対する挨拶といった、外交上の行事であった。江戸参府の旅は、様々な制約や監視のもとに行われたものとはいえ、オランダ商館員にとって日本を知る貴重な体験であった。この江戸参府紀行については、ドイツ人医師のケンペル⁽⁶⁵⁾、オランダ人商館員のゾーフとフィッセル⁽⁶⁶⁾、スウェーデン人医師のツンベルク、ドイツ人医師のシーボルト⁽⁶⁷⁾などが著した著書にその記録が残されている。商館長は医官を帯同して参府したので、江戸滞在中は、医学をはじめ自然科学など海外の事情を求めるものがつめかけ、種々の質問をするのが例であり、とくに幕末、洋学が盛んになると、江戸で洋学を学ぶ絶好のチャンスとして利用された⁽⁶⁸⁾。

3. 長崎の唐人屋敷

中国人は鎖国後も長崎で貿易することを許されていた。そのため、長崎に島出入港するオランダ船は年によって変動はあるが、17世紀には10隻以内であったのに対し、中国船は数十隻にも及び、長崎貿易における中国船の比重はきわめて大きかった。長崎の唐人貿易の初期の輸入品は、主として白の生糸であった。オランダ人が出島に居住制限をされた後も、中国商人は長崎市内に居住が許されていた。このことは中国人が東洋人で、同文同種であり、仏教徒でキリスト教を布教するおそれもなく、長崎には日本に帰化した中国人も多く居住していたこと

などの理由によった。しかし17世紀末ごろから、入港する中国船も増加し、密貿易や市民とのトラブルもおきるようになった。さらに中国から輸入された書物にキリスト教関係の記事が発見されたことから、中国人もオランダ人同様隔離することになり、1688（元禄元）年長崎郊外の十善寺村御薬園（現在の館内町）に居留地をつくることになり、翌年、総坪数9,373坪の唐人屋敷が完成し、ここに入港した中国人乗組員が宿泊させられることになった。ここに収容された中国人は約5,000人といわれ、当時の長崎の人口6万人の一割弱にあたった。

唐人屋敷は周囲を濠と竹垣でかこみ、出入口の門がおかれ、いっさいの取締りの責任者となり、門鑑を所持しない日本人の出入りは禁止されていた。しかし、遊女だけは自由に出入りすることができた。中国人の外出は許されたが、唐人番と町使がこれにつきそった⁽⁶⁹⁾。

4. 長崎貿易—自由貿易から会所貿易という統制貿易への移行、管理貿易制度の進展

幕府は、1639（寛永16）年ポルトガル人の貿易を禁止し、オランダ人、中国人だけに貿易を許した。長崎が唯一の貿易港となり、幕末まで長崎が鎖国の窓の役割をはたすことになった。初期の長崎貿易での輸入品は、生糸がおもであった。日本からの輸出品は、金、銀、銅などであった。長崎に着いた輸入品に関する日本国内の輸送は、糸荷廻船と糸荷宰領（さいりょう）が担当し、京都・大阪・堺などの長崎問屋に届けられた。糸荷廻船は、堺荷廻船、または堺・大阪荷廻船ともよばれ、長崎荷を堺に運送した廻船である。糸荷宰領は、長崎輸入品を陸路輸送する仲間で、長崎糸荷宰領仲間ともよばれた⁽⁷⁰⁾。

オランダ船の貿易品は、本方（もとかた）荷物と脇（わき）荷物があつた。本方荷物とは、東印度会社の会計に属するもので、貿易の主体をなすものである。脇荷物とは、会社の会計に入れないで、商館長以下の商館員および船員の役得として一定額認容されていたもので、雑貨を

主とした。

オランダ貿易での輸入品は、第一は生糸（シナ生糸、トンキン生糸、ペルシア生糸、ベンガル生糸など）で、そのほか毛織物・絹織物・木綿等の織物類、砂糖、胡椒、香、葉、牛皮・鮫皮・鹿皮等の皮革類、錫・鉛・水銀等の鉱物、白檀等の木材、蘇木（そぼく）・うるし等の染料・塗料、等があつた。輸入生糸は和糸に対して白糸（しろいと）とよび、日本の生産高が多くなるに従ってだんだん輸入額が少なくなった。また武器は寛永前と幕末とに、特に幕末にはかなり大量に輸入された。脇荷物の方は品目も多く、注文主も多数であり、商館に対してあらかじめ注文書を送る。時計・器械・武器・動物等は函をそえているし、織物類には地柄・縞柄・色等を示すために実物の見本の切を縫いつけてあるのもある。脇荷物などとして、時計、学術用具（顕微鏡、天球儀、地球儀、望遠鏡など）、洋書、ガラス製品（眼鏡、虫眼鏡、双眼鏡など）等の各種の西洋物も輸入された⁽⁷¹⁾。

日本は輸入品に対して、正貨、はじめは銀、次に金で支払った。日本からの輸出品は、金、銀、銅、樟脳、鑄銭、漆器・陶磁器、等であつた。日本に来航した蘭船は、1621年から1849年まで227年間に715隻あり、途中で難破したものが27隻あつた。

新井白石の本朝宝貨通用事略によれば、銀の輸出は、1601（慶長6）年より1647（正保4）年まで46年間に1,122,687貫目余（1貫は約3.75キログラム）、1648（正保5）年より1708（宝永5）年まで60年間に374,209貫目余で、銀の鑄造高と比較してその四分之三を失い、現有の銀の二倍に当るといつている。金は、1641（寛永18）年以来輸出を禁じられていたが、1664（寛文4）年に至り、オランダ人に限り条件づきで金の輸出を解禁した。金の海外への流出に関しては、1601（慶長6）年より1647（正保4）年まで46年間に6,192,800両余、1648（正保5）年より1708（宝永5）年まで60年間に2,397,600両余の金が海外に流出し、それが金の鑄造高の四分の一、現有金の高

の三分の一に当るといふ。1601（寛文8）年に銀の輸出を禁じてからは、銅の輸出がいちじるしく増加した。1601（慶長6）年より1662（寛文2）年まで61年間に、228,997,500斤（きん：1斤は約600グラム）余、1663（寛文3）年より1708（宝永5）年まで46年間に114,497,700斤余に上ったという。銅に次いで樟脳であつた⁽⁷²⁾。

5. 長崎貿易の制度

長崎貿易の制度は、白糸割符法、相對貿易法、市法商売法、定高貿易法と取引制度が改正されるにつれて、次第に統制が加えられるようになった。

(1) 白糸割符（わっぷ）法（バンカド）

1603（慶長8）年より1655（明暦元）年まで52年間行われた貿易制度である。当時の日本の輸入品は、白糸が最も重要な品であつた。白糸割符法とは、糸割符人という特定の商人に買入組合を組織させて、独占的に買入に当らせる制度である。糸割符人は、幕府からの奉書をうけて主にポルトガル人の輸入する白糸の独占権が与えられた。はじめ堺・京都・長崎の3か所の商人であつたが、1631（寛永8）年に江戸と大坂が加えられ、5か所の商人の割符となつた。割符とは割賦、すなわち分配の意味である。割符商人以外の者が、直接外国人から品を買入れることを禁じていた。白糸割符では、特定の商人を通じて輸入白糸の量、価格などを操作した。幕府は、糸割符によって白糸の価格を抑えて、国内の物価の安定をはかり、併せて貿易の統制をはかることを意図した制度である。5か所の糸割符商人の中で、最も有力な者が糸年寄に任命され、白糸購入の価格決定、利益の配分などで強力な権限を持っていた⁽⁷³⁾。

白糸割符法では、毎年7月上旬5か所の糸割符年寄を集め、外国船舶の来着を待ちうけて、白糸の標準価格を定める。そして一旦定めた価格は翌年まで変更されないのである。したたかな中国人商人などはこれに乗じて、日本におけ

る白糸の価格の決められる夏秋には少量の白糸を持参し、その価格を騰貴させておいて、翌春多量の白糸を船に積み込み、前年の高価で販売するという手段を考え巨利を得る行為が続いた。鎖国以降、白糸の割符購入価格は年々上昇し、1641（寛永18）年には100斤に付銀2貫540匁だった最上級の白糸が、1655（明暦元）年には100斤に付銀4貫600匁になった⁽⁷⁴⁾。このため、幕府は1655（明暦元）年に白糸割符法を廃止した。

(2) 相對（あいたい）貿易法

1655（明暦元）年より1671（寛文11）年に至る17年間は、相對貿易、すなわち自由貿易の制度に変更した。しかし、相對貿易では、国内商人同士の競り合いとなり、白糸をはじめ輸入品の価格が上がった。また、国内商人で破産する者も生じた。幕府は輸入品の価格を引き下げ、国内商人および一般消費者の利益を擁護し、併せて正貨の海外流出を防ぐために、自由貿易制度たる相對貿易の制度を廃止した⁽⁷⁵⁾。

(3) 市法商売法

1672（寛文12）年より1684（貞享元）年まで12年間、行われた貿易の制度である。これは会所5か所の目利（めきぎ）を出して、外国船の品物を鑑定させ、その鑑定に基づいて、5か所の宿老が見込みの値段を書いて奉行所に差出す。奉行所ではこの値段書（入札）を参考して、奉行所としての値段を定める。その時、奉行所は町年寄等と協議して、その年の輸入額の多かつた品物については、5か所より入札の価額の低い方に決め、輸入額の少なかつた品物については、評価の高い方に決めるようにした。奉行はこのように決めた買入価格の書付を外国人に通告して、同意すれば買い取り、同意しなければ積戻させたのである。この商法は日本側には有利であつたが、外国人の利益が減少した⁽⁷⁶⁾。1685（貞享2）年正月、幕府は市法商売法を廃止した。

(4) 定高貿易法

1685（貞享2）年、外国船の品物のうち白糸については割符法に戻し、その他の品物についてはすべて相対売買とする制度に改めた。また、中国船とオランダ船の品物の売上総高を限定し、中国船は銀6,000貫目まで、オランダ船は銀3,000貫目までと定めた。この制度改定は金銀の海外流出を防ぐために、また国内の養蚕・製練業を保護するために効果があった⁽⁷⁷⁾。

幕府は、1698（元禄11）年長崎会所を設立して、長崎貿易を官営事業とした。長崎会所は、貿易の実務を一括して行い、貿易によって生ずる利益を幕府に収めることとした。また、1701（成徳5）年に銅座を設立して、諸国の銅山を統制して銅の集荷と輸出に当たさせた。長崎貿易が官営事業となり、その利益が幕府の財源となるため、貿易の拡大が図られたが、金・銀・銅の海外流出が大きな問題となった。

そこで新井白石は、1715（正徳5）年幕府財政再建のため長崎貿易の縮小を図った。これは正徳の新令と称されている。その内容は、オランダ船2隻、輸出銀3,000貫（金に換算するとおよそ5万両）を御定高とし、そのうち銅の輸出高を150万斤とする、中国船30隻、輸出銀6,000貫（金に換算するとおよそ10万両）を御定高（おさだめだか）とし、そのうち銅の輸出高を300万斤とする、きびしい貿易制限であった。そしてこの時中国船には信牌（しんぱい）という貿易許可証を与え、これを持たない中国船は交易を認められないことにした。この御定高という長崎貿易制限の方針はこれ以後幕府の基本方針となった。長崎での貿易量の維持は産銅高にかかっていた。日本国内の銅山は17世紀半ばには発展したが、18世紀になると産出高も次第に陰った⁽⁷⁸⁾。中国船はその後漸減され、1719（寛保4）年には中国船は10隻、輸出銀2,000貫、1742（寛保2）年には中国船は10隻、輸出銀2,000貫に制限した。オランダ船も1742（寛保2）年にはオランダ船2隻、輸出銅を50万斤と大幅に減らされることになった。このようにして幕末に開港されるま

で、長崎貿易は衰退の一途をたどることになった。

後期の長崎貿易の輸入品は、初期の白糸に代わって、織物・砂糖・薬種・雑貨などがおもなもので、これに対する輸出品は金、銀、銅、陶磁器や漆器（伊万里焼など）などの工芸品などであった。しかし後には、金・銀・銅が不足してきたので、俵物と称される煎海鼠（いりこ）・干鮑（ほしあわび）・鱈鱈（ふかひれ）などの中国料理の材料となる海産物等が輸出された⁽⁷⁹⁾。

(5) 開国後の貿易

1858（安政5）年7月10日に調印された日蘭の和親通商条約等により、新たに箱館、神奈川（横浜）、兵庫（神戸）が開港され、新しい貿易が行われるようになった。

6. 日本の銀輸出の世界貿易的意義

長崎貿易を担った当時のオランダの繁栄とその背景についてみてみよう⁽⁸⁰⁾。新世界の発見、新航路開拓の先頭を切ったのは、16世紀のスペインとポルトガルであった。しかし17世紀に入ると、オランダの東洋への進出めざましく、同世紀中頃までにマレー半島からスマトラ、香料諸島をはじめ、台湾、さらに日本との独占的貿易権を手中におさめて、東南アジア地域の支配権を握った。オランダのアジア貿易の中心は、17世紀前半では、この地方の特産物である香料であった。しかし17世紀中頃以降には絹、綿製品、銅、ついで茶がもっとも重要な商品になった。

ヨーロッパ人がアジアのこれらの商品を貿易で手に入れるためには、どうしても銀をもってこなければならなかった。17世紀はじめ、この地方で流通していた貨幣は、スペインのピアストル銀貨であった。それはメキシコ、ペルーで鑄造されたもので、純銀分の高い銀貨であった。ところがこの地方での貿易を拡大するには、現地のピアストル銀貨では不十分で、どうしてもヨーロッパ本国から銀をもってくる必要があった。ところが、銀はヨーロッパに産しない

貴重品で、イギリスでもオランダでも原則として銀の持出しを禁止していた。オランダ東インド会社は、イギリス東インド会社と同じく、特別に銀の輸出を認められていたけれども、それだけでは不十分であった。そこでオランダはその不足分の銀を何によって補ったかといえば、それがまさに日本から手に入れた銀であった。

オランダは商業活動によって繁栄の基礎を築いたが、その繁栄を支えたのは、実は日本の銀ではなかったかと考えられる。というのは、オランダの繁栄期はふつう17世紀中頃、すなわち1640-70年代がその最盛期であったといわれているが、その最盛期が、日本からの銀輸出の最盛期と符丁をあわせたように一致しているからである。1668（寛文8）年幕府がオランダ船による銀輸出を停止するまで、日本から流出した銀の量は莫大なもので、オランダが本国から持ちだした銀とほぼ等しいか、ときにはそれを上まわってさえいたといわれている。

16世紀から17世紀中頃にかけての日本が、当時世界有数の産銀国であったことは案外知られていない。当時の世界における最大の産銀国はメキシコとペルー（1545年に発見されたポトシ（いまはボリビア）の銀山はとくに有名）で、その新大陸の銀がスペインを通じて大量にヨーロッパに流入し、16世紀末の最盛期における銀の流入量は年平均20万キログラムであった。これに対して当時の石見（いわみ）、生野（いくの）などの銀山から産出された日本の銀の量は、メキシコとペルーと肩を並べるほどであったとされている。すなわち、17世紀初頭日本から輸出された銀は、年20万キログラムに及んだと推定されており、この数字は同じころ新大陸からヨーロッパに流入した銀の量に匹敵する。これは驚くべき事実である。

1639年以降幕府のいわゆる鎖国政策によって、日本は外国との貿易を断つたと考えがちであるが、実は長崎という窓口を通じて当時世界経済を牛耳っていた最先進国オランダと交易し、オランダを通じて日本は受身のかたちではあるが、世界経済システムの一角に組みこまれている。

たのである。しかも16世紀のスペインの繁栄を築いたのが、メキシコおよびペルーの銀にあったとすれば、17世紀のオランダの繁栄の基礎が日本の銀にあったと考えてもおかしくない。

しかし毎年20万キログラムの大量の銀が流出したとなれば、日本国内の銀もようやく枯渇し、幕府は1668（寛文8）年にオランダ船への銀輸出を停止した。こうして日本の銀が手に入らなくなったオランダは、その後衰退に向うことになる。

第5節 横浜開港と幕末・明治の貿易

1. 開港以前の横浜

神奈川宿は、東海道の宿場の一つとして栄えていた。一方、江戸時代末期までの横浜村は、小さな砂州上に形成された半農半漁の村であった。

幕府は、幕末の1810（文化7）年に海外からの脅威に対応して、江戸内海の入り口である観音崎・西浦賀・三崎（いずれも三浦半島）に台場（砲台）と陣屋を設置し、会津藩と白河藩にその防備を命じた。その後、1837（天保8）年に日本の漂流民を乗せたモリソン号が薩摩の山川と相模の浦賀に来航するという事件が起こり、江戸内海防備の再検討が図られた。

1842（天保13）年、アヘン戦争で中国がイギリスに敗北したという知らせを受け、幕府は1825（文政8）年に公布した「異国船打払令」を撤廃し、「薪水（しんすい）給与令」を出す。これにより、「強硬策」から「穏便策」へと政策を転換した。

2. ペリー来航と日米和親条約（神奈川条約）の締結

1846（弘化3）年に、アメリカのビッドル艦隊が浦賀に来航した。

1853（嘉永6）年6月、アメリカ東インド艦隊司令長官ペリーは、4隻の軍艦を率いて江戸の内海へと侵入した。このペリーの来航は幕府首脳にとっては、不意打ちだったわけではなく、「阿蘭陀別段風説書」（長崎のオランダ商館

が海外のニュースをまとめて幕府に提出した)などで既に来航する情報をつかんでいた。

ペリー艦隊は空砲を放ったため、大砲の音を聞いた人々は大混乱に陥ったという。

交渉の窓口となった浦賀奉行はペリーに対し、浦賀では交渉に応じられないので艦隊を長崎に回して欲しいと要求した。しかし、ペリーはフィルモア大統領の国書を渡すまでは江戸内海を離れないと主張した。この結果、幕府は久里浜でアメリカの国書を受領し、ペリーは翌年に再来日することを告げて江戸内海を去っていった。翌1854(安政元)年1月、7隻の軍艦を率いて再来航したペリーは日本との国交樹立を迫り、横浜村の応接所で幕府と交渉を行った。同年1854(安政元)年3月、幕府とペリーとの間に日米和親条約(神奈川条約)12か条が横浜村で締結された。薪水(しんすい:外国船に水を提供すること)・食料・石炭および必要な他の物品の給与、遭難アメリカ人の保護、下田・函館の開港、アメリカ人の制限内(7里以内)での移動の自由、などがこの条約によって取り決められた。

この日米和親条約(神奈川条約)12か条の内容は以下である⁽⁸¹⁾。

第1条

アメリカ合衆国と日本帝国との間には、人又は場所の例外なく、完全にして永久なる広き平和と誠実懇篤なる和親とを存すべきである。

第2条

伊豆国の下田港及び松前領の函館港は、アメリカ船舶を迎える港として日本人の許容するものである。この二港においては、薪水、食料、石炭及び必要なる他の物品を日本人が有する限り、その供給を受けることができる。下田港を最初に開港する時期は、この条約調印後即刻である。函館港は日本暦の明年同日後即刻開港されるべきものである。

但し日本役人の提供し得る物品については、日本役人より物価表を相渡さるべく、その支払いは、金貨又は銀貨をもってなされる。

第3条

合衆国の船舶が日本の沿岸にて座礁又は難破した場合、日本船はその船舶を助けて、乗組員を下田又は函館に送り、受取に任せられたる彼等に本国人を引き渡すべきである。同様に遭難民の所有する物品も悉(ことごと)く返還すべきである。両国いづれかの海岸に打ち上げられたアメリカ人及び日本人の救助と扶持との際に生じた出費は償うに及ばない。

第4条

合衆国の遭難民及びその他の市民は、他の国に於けると同様自由たるべく、監禁に服せず、公正なる法律に服すべきである。

第5条

下田及び函館に臨時に居留すべき合衆国の遭難民その他の市民は、長崎に於けるオランダ人及び支那人の如き拘束及び監禁に服せざるべく、ここに掲げたる附図に描かれ居る下田港内の一小島より日本里程にして七哩(即ち七里)の地域内にては、下田内に於ける随意の個所に赴く自由を有すべきである。同様に函館に於ても、合衆国艦隊が同地を訪問したる後に定めらるべき地域内にては、随意の個所に赴く自由を有すべきである。

第6条

もし他の種類の必需品又は取り極めを要すべき事務あれば、かかる事項を決定するため、両当事者国間に於て入念なる審議を行うべきである。

第7条

開港された港に渡来する合衆国の船舶に対し、金銀貨及び物品と他の物品との交換を許すことを定める、但し日本政府がこの目的のために、仮りに定むる規定に従うべきである。されど合衆国の船舶に対しては、その自ら交換を欲しない品物を持ち去るを許すことを定める。

第8条

薪水、食料、石炭及び必要なる貨財は、この目的のために任命されたる日本役人の周旋によつてのみ入手せらるべく、他の方法をもつてすべからず。

第9条

他日、日本政府がこの条約に於て合衆国及び合衆国市民に許与せざりし特権及び便益を、他の一国民又は諸国民に許与することあらば、何等協議することなく又は猶予することなく、合衆国及びその市民にも同様に同じ特権及び便益を許与すべきことを定める。

第10条

遭難の場合又は荒天にて止むを得ざる場合以外は、合衆国の船舶が下田及び函館以外の日本の港に渡来することを許さざるべし。

第11条

この条約調印の日より十八ヶ月を経たる後には、何時にても、合衆国政府は下田に居住する領事又は代理官を任命することができる。但し両政府共に、この配置を必要なりと認めたる場合に限る。

第12条

今般の約定を取り極めかつ然るべく調印された上は、アメリカ合衆国及び日本、並に両国の市民及び臣民によってそれが固く忠実に遵守され、又上院の協議と同意を得たる上は合衆国大統領によって批准認可され、又日本の尊厳なる主権者によっても批准認可されるべきである。その批准は、調印の日より十八ヶ月以内に、又は可能ならばより速に交換されるべきである。

右を証明するため吾がアメリカ合衆国及び日本帝国両国の前掲全権委員は、この書類に署名捺印する。

主イエストの1854年3月31日、及び嘉永七年三月三日

紳奈川に於て」

通商に関しては、この条約では規定されなかった。これは、幕府の貿易に対する消極的な政策にもよるが、アメリカの当面の目的が、中国市場におけるイギリスとの争覇の必要から、太平洋横断汽船の寄港地を日本に求めることにあったためであった⁽⁸²⁾。

いわゆる「鎖国」時代、海外貿易港として開かれていたのは長崎港だけであり、オランダと中国の商人だけが幕府監視下で貿易を許されて

いた。下田に領事を置いてもよいという日米和親条約の規定により、1856(安政3)年、アメリカ総領事ハリスが下田に着任した。1857(安政4)年、ハリスと下田奉行との間に、日米通貨交換、下田と函館におけるアメリカ人の居住権、薪水・食糧などの補給港としての長崎開港、領事旅行権などを含む9か条の「下田条約」を締結した⁽⁸³⁾。

4. 日米修好通商条約の締結

1857(安政4)年8月に締結された日蘭追加条約および9月の日露追加条約は、幕府の貿易制限政策にもとづいて、貿易取引をすべて会所の仲介をへることを必要とし、関税率も高いものであった。幕府はこの両国との追加条約に準拠して英米諸国との条約を締結しようとしたが、欧米先進資本主義諸国は、幕府の主張する制限貿易を受け入れなかった⁽⁸⁴⁾。

日米和親条約締結の後、1858(安政5)年6月に、日米修好通商条約が締結された。さらに、同年、オランダ、ロシア、イギリス、フランスと相次いで通商条約が結ばれた(安政の5か国条約)。これらの通商条約は、基本的には自由貿易を原則とし、領事裁判権と協定税率という点で不平等条約に近いものであった。

安政の5か国条約によって、長崎、函館、兵庫、新潟、神奈川の5港を1859(安政6)年より順次開港し、貿易が行われることとなった。神奈川の開港地について外国側は東海道の神奈川宿を主張したが、幕府は東海道から離れた横浜村に開港場を建設することに決めた。これは、外国人が居住する横浜を、長崎の出島のように隔離された場所にしかつたという意図もあるようである。横浜に、波止場、運上所(役所)、遊女屋、道路、橋などを築き、町割を行い、1860(万延元)年に中村川から海岸に通じる堀川を開削して開港場を出島化し、開港場へ通じる橋には関門・番所を設けた。

1859(安政6)年に、近代日本最初の開港場である横浜、長崎、函館が誕生した。この3開港場のうち、長崎と箱館はいずれも港湾都市

としての経歴をもっていたが、当初の横浜は、交通の便を欠く小さな農漁村にすぎなかった。日米修好通商条約の条文（和文）は以下のようである⁽⁸⁵⁾。

帝国大日本大君と、アメリカ合衆国大統領と、親睦の意を堅くし、かつ永続せしめんために、両国の人民貿易を通ずる事を処置し、かつ交際の厚からん事を欲するがために、懇親及び貿易の条約を取結ぶ事を決し、日本大君は、そのことを井上信濃守、岩瀬肥後守に命じ、合衆国大統領は、日本に差越（さしこえ）たるアメリカ合衆国のコンシュル・ゼネラル（領事）、トワンセント・ハルリスに命じ、双方委任の書を照応、下文の条文合議決定す。

第1条

向後日本大君と、アメリカ合衆国と、世々（せいせい）親睦なるべし。日本政府は、ワシントンに居留する政事に預（あずか）る役人を任じ、又合衆国の各港の内に居留する諸取締の役人、及び貿易を処置する役人を任ずべし。その政事に預る役人及び頭立たる取締の役人は、合衆国に到着の日より、その国の部内を旅行すべし。

合衆国の大統領は、江戸に居留するヂプロマチーキ・エージェントを任じ、又此約書に載る、アメリカ人民貿易のために開きたる、日本の各港の内に居留するコソシュル又はコンシュライル・エージェント等を任ずべし。その日本に居留するヂプロマチーキ・エージェントならびにコンシュル・ゼネラルは、職務を行ふ時より、日本国の部内を旅行する免許あるべし。

第2条

日本国とヨーロッパ中のある国との間に、もし障（さえ）り起る時は、日本政府の囑（おぼ）に応じ、合衆国の大統領、和親の媒となりて扱ふべし。

合衆国の軍艦、大洋にて行遇たる日本船へ、公平なる友睦の取計らひあるべし。かつアメリカコンシュルの居留する港に、日本船の入る事あらば、その各国の規定によりて、友睦の計らひあるべし。

第3条

下田箱館港の外、次にいふ所の場所を、左の期限より開くべし。

神奈川 午三月より凡十五ヶ月の後より。
西洋紀元千八百五十九年七月四日。
長崎 同断。 同断。
新潟 同断、凡二十ヶ月の後より。
千八百六十年一月一日。
兵庫 同断、凡五十六ヶ月の後より。
千八百六十三年一月一日。

もし新潟港を開き難き事あらば、その代りとして、同所前後に於て、一港を別に選ぶべし。

神奈川港を開く後六ヶ月にして、下田港は鎖すべし。この箇条の内に載たる各地は、アメリカ人に居留を許すべし。居留の者は、一箇の地を、価を出して借り、またその所に建物あれば、これを買ふ事妨なく、かつ住宅倉庫を建る事も許すべしといへども、これを建るに託して、要害（防備のための要塞の意）の場所を取建る事は、決してなさざるべし。この掟を堅くせんために、その建物を新築改造修補などする事あらん時には、日本役人これを見分する事当然たるべし。

アメリカ人建物のために借り得る一箇の場所ならびに港々の定則は、各港の役人と、アメリカコソシュルと議定すべし。もし議定しがたき時は、その事件を、日本政府とアメリカのヂプロマチーキ・エージェントに示して、処置せしむべし。その居留場の周圍に、門墻（かき）を設けず、出入自在にすべし。

江戸 午三月より凡四十四ヶ月の後より。
千八百六十二年一月一日。
大坂 同断、凡五十六ヶ月の後より。
千八百六十三年一月一日。

右二ヶ所は、アメリカ人、唯商売を為す間のみ、逗留する事を得べし。此両所の町に於て、アメリカ人建家を価を以て借るべき相当なる一区の場所、ならびに散歩すべき規定は、追て日本役人とアメリカのヂプロマチーキ・エージェントと談判すべし。

双方の国人品物を売買する事、すべて障（さ

わ)りなく、その払方(はらいかた)等については、日本役人これに立合はず、諸日本人アメリカ人より得たる品を売買し、あるいは所持する、ともに妨げなし。

軍用の諸物は、日本役所の外へ売るべからず。尤(もつとも)外国人互の取引は、差構ある事なし。此箇条は、条約本書取替せ済の上は、日本国内へ触れ渡すべし。

米ならびに麦は、日本逗留のアメリカ人ならびに船々乗組たる者、及び船中旋客食料の為の用意は与ふとも、積荷として輸出する事を許さず。

日本産する所の銅余分あれば、日本役所にて、その時々公けの入札を以て払い渡すべし。

在留のアメリカ人、日本の賤民を雇ひ、かつ諸用事に充る事を許すべし。

第4条

総て国地に輸入輸出の品々、別冊の通り、日本役所へ、運上を納むべし。

日本の運上所(税関の意)にて、荷主申立の価を、好ありと察する時は、運上役より、相当の価を付け、その荷物を買入る事を談ずべし。荷主もしこれを否む時は、運上所より付たる価に従て、運上を納むべし。承允する時は、その償を以て、直に買上べし。

合衆国海軍用意の品、神奈川、長崎、箱館の内に陸揚し、庫内に蔵めて、アメリカ番人守護するのは、運上の抄汰に及ばず。もしそのその品を売払う時は、買入る人より、規定の運上を、日本役人所に納むべし。

阿片の輸入厳禁たり。もしアメリカ商船三斤以上を持渡らば、その過量の品は、日本役人は取上ぐべし。

輸入の荷物定例の運上納済の上は、日本人より、国中に輸送すとも、別に運上を取立る事なし。

アメリカ人輸入する荷物は、この条約に定めたるより、余分の運上を納むる事なく、又日本船及び他国の商船にて、外国より輸入せる同じ荷物の運上高と同様たるべし。

第5条

外国の諸貨幣は、日本貨幣同種類の同量を以

て、通用すべし(金は金、銀は銀と、量目を以て、比較するをいふ)。

双方の国人、互に物価を償ふに、日本と外国との貨幣を用いる妨なし。

日本人外国の貨幣に慣はざれば、開港の後凡一ケ年の間、各港の役所より、日本の貨幣を以て、アメリカ人願次第引替渡すべし。今後鑄替のため、分割を出すに及ばず。日本諸貨幣は、(銅銭を除く)輸出する事を得、ならびに外国の金銀は、貨幣に鑄るも鑄ざるも、輸出すべし。

第6条

日本人に対し、法を犯せるアメリカ人は、アメリカコンシュル裁断所(裁判所の意)にて吟味の上、アメリカの法度を以て罰すべし。アメリカ人へ対し、法を犯したる日本人は、日本役人糺(糾:きゅう)の上、日本の法度を以て罰すべし。日本奉行所アメリカコンシュル裁断所は、双方商人通債等の事をも、公けに取扱うべし。

都て条約中の規定、ならびに別冊に記せる所の法則を犯すに於ては、コンシュルへ申達し、取上品ならびに過料は、双方商民取引の事に付いて、差構ふ事(異議を申し立てることの意)なし。

第7条

日本開港の場所に於て、アメリカ人遊歩の規程、左の如し。

神奈川(六郷川筋を限とし、その他は、各方へ凡十里)。

箱館(各方へ凡十里)。

兵庫(京都を距る事十里の地へは、アメリカ人立入らざる筈に付、其方角を除き、各方へ十里、かつ兵庫に来る船々の乗組人は、猪名川より海湾迄の川筋を越ゆべからず)。

すべて里数は、各港の奉行所又は御用所より、陸路の程度なり(一里は、アメリカの四千二百七十五ヤード、日本の凡三十三町四十八間一尺二寸五分に当たる)。

長崎(その周圍にある御料所を限とす)。新潟は、治定の上、境界を定むべし。

アメリカ人重立たる悪事ありて、裁断を受け、又は不身持にて、再び裁許に処せられし者は、

居留の場所より、一里外に出るべからず。その者等は、日本奉行所より、国地退去の儀を、その地在留のアメリカコソシュルに達すべし。その者ども諸引合等、奉行所ならびにコンシュル糺濟の上、退去の期限猶予の儀は、コンシュルより申立に依て相叶ふべし。尤其期限は、決して一ケ年を越ゆべからず。

第8条

日本にあるアメリカ人、自らその国の宗法を念じ、礼拝堂を居留場の内に置くも障りなく、ならびにその建物を破壊し、アメリカ人宗法を自ら念ずるを妨る事なし。アメリカ人、日本人の堂宮を毀傷することなく、又決して日本神仏の礼拝を妨げ、神礼仏像を毀る事あるべからず。

双方の人民、互に宗旨に付ての争論あるべからず。日本長崎役所に於て、踏絵の仕来りは、既に廃せり。

第9条

アメリカコソシュルの願に依て、すべて出奔人ならびに裁許の場より逃去しものを召捕、又はコソシュル捕へ置たる罪人を、獄に繋ぐ事叶ふべし。かつ陸地ならびに船中にあるアメリカ人に、不法を戒め、規則を遵守せしむるがために、コンシュル申立次第、助力すべし。右等の諸入費ならびに願に依て、日本の獄に繋ぎたる者の雑費は、すべてアメリカコンシュルより償ふべし。

第10条

日本政府、合衆国より、軍艦、蒸気船、商船、鯨漁船、大砲、軍用器ならびに兵器の類、その他要需の諸物を買入れ、又は製作を誹へ、あるいはその国の学者、海陸軍法の士、諸科の職人ならびに船夫を雇ふ事、意のままたるべし。

すべて日本政府注文の諸物品は、合衆国より輸送し、雇入るアメリカ人は、差支なく、本国より差送るべし。合衆国親友の国と、日本国萬一戦争ある間は、軍中制禁の品々、合衆国より輸出せず、かつ武事を扱ふ人々は、差送らざるべし。

第11条

この条約に添たる商法の別冊は、本書同様双

方の臣民互に遵守すべし。

第12条

安政元年寅三月三日（即千八百五十四年三月三十一日）、神奈川に於て取交したる条約の中、その条約に齟齬せる廉（事項の意）は、取用いず。同四年巳五月廿六日（即千八百五十七年六月十七日）、下田に於て取替したる約書は、この条約中に悉せるに依りて取捨べし。

日本貴官又は委任の役人と、日本に来れる合衆国のデプロマチーキ・エージェントと、この条約の規定に別冊の条を全備せしむるために要すべき所の規律等、談判を遂ぐべし。

第13条

今より凡百七十一ヶ月の後（即千八百七十二年七月四日に当る）双方政府の存意を以て、両国の内より一ヶ年前に通達し、この条約ならびに神奈川条約の内存し置く箇条、及びその書に添たる別冊ともに、双方委任の役人実験の上、談判を盡（しん：進むこと）し、補ひあるいは改る事を得べし。

第14条

右条約の趣は、来る未年六月五日（即千八百五十九年七月四日）より執行ふべし。この日限あるいはそれ以前にても、都合次第に、日本政府より使節を以て、アメリカワシントン府に於て、本書を取替すべし。もし詮議なき子細ありて、此期限内本書取替し済ずとも、条約の趣は、この期限より執行べし。

本条約は、日本よりは、大君の御名と奥印を署し、高官の者名を記し、印を調して、証とし、合衆国よりは、大統領自ら名を記し、セクレタリス・フハソ・スタート共に自ら名を記し、合衆国の印を鈐して、証とすべし。尤日本語、英語、蘭語にて、本書写ともに四通を書し、其訳文は、何れも同義なりといへども、蘭語訳文を以て、証拠となすべし。この取極のため、安政五年午六月十九日（即千八百五十八年アメリカ合衆国独立の八十三年七月二十九日）、江戸府に於て、前に載たる両国の役人等名を記し、調印するもの也。

井上信濃守 花押

5. 外国人の権利

日米修好通商条約では、外国人の各種権利について規定している。

第3条では、締約外国人が開港場において永久に居住(条約和文では「居留」)することを認め、外国人は、土地を借用しそこに建物を購入する権利を持ち、住宅・倉庫の建設を認められる。ただし住宅・倉庫を建設する口実のもとに、要塞または軍事施設は建設できない。これが遵守させるために、日本官憲は、建築・改造・修理中の建物を検査する権利をもつ。締約外国人が建築のために借用する場所ならびに港の規約は、各港の日本官憲と各国領事とで取り決めるものであり、もし両者の間で決定しがたいときは、日本政府と各国代表に移して処理させるとしている。さらに外国人居留地の周囲には、障壁・垣や門を設けず、出入を自由にすべきであるとしている。この規定は、幕府は、外国人は、開港地のみに居住し、それ以外の場所では居住できないことを規定したものである。外国人を開港地のみに閉じ込める、いわば出島化を狙ったものであろう。ただし、江戸と大坂の2か所は、アメリカ人は商売をするためののみ一時居住(条約和文では「逗留」)することができる。このように幕府側が江戸、大坂には外国人を一時居住にとどめようとしたため、条約の文面では、開港場と開市場の間で、「居留」と「逗留」という微妙な表現の差違がみられるにいたった⁽⁸⁶⁾。

開港地内には要塞または軍事施設(条約の文面では「要害」という表現)は建設できないと規定されていたが、後に居留地の治安確保の名のもとに、英・仏軍がここに駐留するようになった。この外国軍駐留は、当時幕府側でも認めたように、明白にこの条約に違反するものであった。

外国人の日本国内旅行権については、第7条において制限された。開港場に居留する締約外国人は、原則として開港場の10里四方(奉行

所または御用所を起点とする陸路の距離)の歩行を認められる。ただし神奈川の場合は、東方だけは六郷川を限りである。このことは、清国の場合、天津条約で認められた国内旅行権にくらべると、日本在住外国人の権利は、大幅に縮小されている⁽⁸⁷⁾。

日本在住の締約外国人は、領事裁判権を有している。日本に居住する締約外国人は、すべての刑事裁判・民事裁判において、日本の司法権から独立し、その国の領事の裁判に服することになっている。すなわち、外国人の治外法権を認めたのである。

宗教については、第8条において、日本にいる米国人は、信教および礼拝所建設の自由を有し、礼拝所が破損されたり米国人の信仰が侮辱されたりしないこと、米国人は日本の社寺を破損し日本の宗教儀式に侮辱・損傷を加えないこと、両国人は、宗教的不和を引き起すようなことをしないこと、また日本政府は、すでに踏絵の実行を廃止したことが規定されている。

外国人の人身保護に関わる事項は各国領事が管掌した。外国人が告訴されても日本の法権に服さず、被告の所属国の領事法廷によって裁判を受ける領事裁判制度が定められていた。このため領事の役割は非常に大きかった。出入港・借地・日本国内を移動するための内地旅券など、外国人と日本政府との交渉に関わる事柄も領事が仲介した。

6. 自由貿易と関税

安政の5か国条約では、原則として自由貿易を強制された。締約外国人が、開港場で所定の関税を払うだけで、禁制品でない各種商品を自国もしくは他国の港から輸入すること、開港場で売買すること、およびそこで自国又は他国の港に輸出すること、は完全に自由たるべきである(この部分は、日英修好通商条約14条にあって、日米修好通商条約にはない)、とされ、また締約外国人は、内外両国人の一方が販売のためにつとめることができる品物を、日本人との間で自由に売買し、または支払いの授受をすることが

でき、その売買に際して、日本官憲はなんら干渉を加えない、かつ各階級の日本人は、締約外国人から買った品物を売買・所持・使用することを許される、と規定されている（この部分は日英条約14条・日米条約3条にある）⁽⁸⁸⁾。

しかし、自由貿易とはいってもいくつかの品物には、日米修好条約第3条で例外的規定が設けられた。軍需品は、日本政府および外国人(第3国人)にのみ売ることを許され、米・麦は日本からの輸出を禁ぜられるが、日本居住の外国人・船客・船員の食料としては十分供給されるべきである、とされ、銅は、余分のあるときのみ、政府がかけの入札で売出すことに決められた。またアヘンの輸入は禁止され、日本の港に来る米国船が貿易の目的で三斤以上を持っている場合、過量の方は日本官憲によって没収・破壊されるべきである、と規定された⁽⁸⁹⁾。

日米修好通商条約では、関税についての条約付属の貿易章程第7則に規定された。日本からの輸出品についての関税は、一律5%とした。輸入品についての関税は、日本居住ため来る者が所持する品としての金銀ならびに洋金銀貨、当用の衣服、家財ならびに商売以外の書籍のみ無税、船の建造・綱具・修復あるいは船装のために用いる品、鯨漁具、塩漬物、パンならびにパン粉、鳥獣類、石炭、家を造るための材木、米、糠、蒸気の器械、トタン、鉛、錫、生絹は5%、酒類は35%、その他の品は20%とした。

同年7月締結された日英修好通商条約では、綿製品および羊毛製品の輸入関税を5%とし、税則改訂についてはその発言権をイギリス側に与えているが、大体日米修好通商条約を踏襲している。さらに、同年にオランダ、ロシア、フランスとそれぞれ通商条約が結ばれた。

その後、1866（慶応2）年、諸国の要求により関税を若干の例外を除き5%に引下げた。大部分の商品の輸出と輸入の関税が過去4か年の平均価格の5パーセントの従量税となり、清（中国）と欧米諸国との間で結ばれた不平等条約たる天津条約とほぼ同じ内容となった。従価税は輸入される商品の価格にかけられるが、価

格決定が面倒である。一方、従量税は、商品の数量（個数や重量など）にかけられる税で、税額が決まると簡単に徴収できる利点があり、この方法は輸出する外国人側にとっては非常に便利なものであった。

幕府は、関税を課するかどうか、また税率をどうするかなどの問題については、深い考慮をめぐらしていたが、最も重要な関税自主権の問題については、あまり気にとめていなかったようである。さきに述べた領事裁判権の問題と同じく、不平等条約の根幹をなす関税率の協定制度は、幕吏の国際交渉における無知などのため、ほぼ外国の要求に沿う形で規定されてしまったのである⁽⁹⁰⁾。

7. 横浜の開港と外国人商人の進出

文久年間（1861—64）に入ると、幕府は横浜などの居留地の整備に本腰を入れた。安政の5か国条約で自由貿易が開始されたが、外国人が貿易・商売が許されるのは開港場内の一定地域—居留地—に限られていた。開港時には、港の管理、外国人居留地を含む土地と人の管理、また外国領事との折衝も、すべて開港場の奉行の仕事であった。また、船の出入り、輸出入貨物、関税などの管理のために、運上所が設けられた。

横浜の開港前後から、外国商人たちは横浜に進出し始めた。上海・香港などの中国貿易を行っていた商社などが進出し、また日本で新たに設立された商社もあった。外国人商社などの中では、イギリス資本のジャーディン・マセソン商会（Jardine Matheson & Co.）のような大商社が貿易の主導権を握っていた。日本の商人が、外国商館に生糸や茶を輸出するために持ち込んだ際には、「拝見料」や「看貫料（かんかんりょう）」を日本の商人が外国人に支払うなどという、日本側にとって不利な状況でスタートした。

長崎・横浜・神戸の居留地に外国人が移住すると、英字新聞が発行された。代表的な横浜で刊行された英字新聞として、『ファー・イースト』、『ジャパン・ヘラルド』、『ジャパン・メール』、『ジャパン・タイムス』、『ジャパン・ガゼッ

ト』、『ジャパン・コマーシャル・ニュース』などがある⁽⁹¹⁾。さらに銀行、貿易商社、西洋料理、パン、ビール、洋服、西欧音楽、キリスト教など様々な西洋文化が入り、日本人社会にも浸透していった。外国人居留地は、日本の中の外国であり、日本の西洋化を促した地域であった。

8. 貿易の開始と発展

外国との貿易の本格的な開始は、生糸の輸出から始まった。生糸の輸出が急増したのは1859（安政6）年頃である。日本の生糸の売込商たちが、多くの日本産生糸を外国商館に販売するようになった。

開港後の幕末の輸出入貿易額は、図表2である。輸出入額は、年度で変動があるが輸出入額は著しく増加している。特に、輸入の増加が著しい。

開港場別にみると、初年度を除き横浜が最も多く、続いて長崎、函館の順である。函館は、他の2港と比べると貿易量は極めて少ない。横浜は、輸出入とも他の貿易港を圧倒し、1860（万延元）年以降、貿易額は日本全国の3分の2以上を占めるようになった。

図表2 開港後の全国貿易額 （単位：ドル）

年次	横 浜	長 崎	函 館	全 国	
1859年 (安政6年)	出 入	400,000	404,555	86,861	891,416
	輸 入	150,000	440,328	12,833	603,161
	輸 出	550,000	844,883	99,694	1,494,577
1860年 (万延元年)	出 入	3,954,299	600,000	159,489	4,713,788
	輸 入	945,714	700,000	13,157	1,658,871
	輸 出	4,900,013	1,300,000	172,646	6,372,659
1861年 (文久元年)	出 入	2,682,950	1,000,317	103,299	3,786,566
	輸 入	1,494,309	830,261	40,039	2,364,609
	輸 出	4,177,259	1,830,578	143,338	6,151,175
1862年 (文久2年)	出 入	6,305,126	800,000	173,399	7,278,525
	輸 入	3,074,228	796,000	11,537	3,881,765
	輸 出	9,379,354	1,596,000	184,936	11,160,290
1863年 (文久3年)	出 入	10,554,012	1,388,071	266,135	12,208,218
	輸 入	3,701,084	2,467,885	30,132	6,199,101
	輸 出	14,255,096	3,855,956	296,267	18,407,319
1864年 (元治元年)	出 入	8,999,484	1,159,892	414,847	10,572,223
	輸 入	5,553,594	2,411,397	138,297	8,102,288
	輸 出	14,551,078	3,570,289	553,144	18,674,511
1865年 (慶応元年)	出 入	17,467,728	560,788	461,815	18,490,331
	輸 入	13,153,024	1,857,271	133,976	15,144,271
	輸 出	30,620,752	2,418,059	595,791	33,634,602
1866年 (慶応2年)	出 入	14,100,000	1,995,229	521,335	16,616,564
	輸 入	11,735,000	4,005,036	30,913	15,770,949
	輸 出	25,835,000	6,000,265	552,248	32,387,513
1867年 (慶応3年)	出 入	9,708,907	1,775,907	638,861	12,123,675
	輸 入	14,908,785	6,545,966	218,558	21,673,319
	輸 出	24,617,692	8,321,883	857,419	33,796,994

（出所：石井孝（1944）『幕末貿易史の研究』日本評論社、50-54頁による）

図表3 幕末の主要輸出品目比率 （単位：％）

品 目	1863年	1865年	1867年
蚕糸関係品		%	%
生 糸	75.79	84.26	65.17
蚕 卵		79.36	43.73
繭 紙		3.94	18.99
繭 繭		0.96	
其 他			2.45
茶	6.07	10.46	16.27
海 産 物	3.83	2.88	6.82
棉 花	8.68	0.43	
板	1.04		
蠟	0.94		1.08
石 炭			2.17
茸			1.41
人 参			1.36
漆 器			1.09
そ の 他	3.65	1.97	4.63

（出所：石井孝（1947）『幕末動乱期の分析』（『新日本史講座』中央公論社所収10-12頁）による）

図表4 幕末の主要輸入品目比率 (単位：%)

品目	1863年	1865年	1867年
綿織物	12.84%	33.49%	21.43%
毛織物	21.78*	45.32	19.70
綿糸		5.78	6.23
金属	20.22	3.48	0.95
武器軍需品	0.66**	7.04	13.28
艦船	26.68	6.23	7.83
砂糖		1.38	7.82
日用品・等	13.35		
酒類	1.58		
棉花			3.49
米			10.55
その他	2.88	2.33	8.71

(出所：石井孝 (1947) 『幕末動乱期の分析』『新日本史講座』2-16頁による) (*は呉絹その他織物、**は小銃のみ)

図表5 国別横浜貿易比率 (単位：%)

	イギリス	アメリカ	オランダ	フランス	プロシヤ	ロシア
1860年 (万延元年)	輸出 52.42 輸入 67.45 合計 55.32	輸出 32.98 輸入 26.31 合計 31.69	輸出 13.90 輸入 4.85 合計 12.15	輸出 0.71 輸入 4.85 合計 0.84	—	—
1861年 (文久元年) (上半期)	輸出 81.71 輸入 55.40 合計 73.41	輸出 14.25 輸入 33.11 合計 20.20	輸出 4.04 輸入 11.48 合計 6.39	—	—	—
1862年 (文久二年) (上半期)	輸出 71.94 輸入 55.83 合計 67.76	輸出 13.64 輸入 28.71 合計 17.55	輸出 12.80 輸入 7.56 合計 11.44	輸出 1.62 輸入 7.89 合計 3.25	—	—
1863年 (文久三年)	輸出 81.46 輸入 78.37 合計 80.73	輸出 6.13 輸入 8.69 合計 6.73	輸出 6.51 輸入 8.69 合計 7.08	輸出 1.77 輸入 1.25 合計 1.65	輸出 3.61 輸入 2.43 合計 3.33	輸出 0.52 輸入 0.30 合計 0.47
1865年 (慶応元年)	輸出 88.26 輸入 82.76 合計 85.93	輸出 2.07 輸入 0.79 合計 1.53	輸出 0.06 輸入 9.91 合計 4.24	輸出 9.61 輸入 6.21 合計 8.16	—	輸出 0.20 輸入 0.13 合計 0.05

(出所：石井孝 (1944) 『幕末貿易史の研究』日本評論社70-72頁による)

貿易品目は、図表3と図表4である。図表5は、国別の横浜貿易の比率をみたものである。国別では、イギリスの比重が圧倒的に高い。輸出品では全期間を通じて生糸が首位である。茶、海産物 (昆布を主とする) がこれに次いでいる。

このほか初期には銅が、中期には棉花が、末期には蚕卵紙が重要輸出品である。慶応3 (1867) 年の輸出品をみると、生糸が約44%、蚕種が約20%、茶が約16%、海産物が7%程度である。外国人が蚕種を求めようになったのは、ヨーロッパ諸国で猛威をふるった微粒子病の影響で、蚕が全滅の危機に瀕したからである。

図表6 幕末各港艦船購入額 (単位：ドル)

年次	横濱	長崎	箱館	合計
慶應三年 (一八六七)	四〇、〇〇〇	一二九、六九八	—	一六九、六九八
慶應二年 (一八六六)	三〇、五〇〇	一三四、一七〇	—	一六四、六七〇
慶應元年 (一八六五)	二四、〇〇〇	七〇、九五〇	—	九四、九五〇
元治元年 (一八六四)	一〇、〇〇〇	一〇九、三五〇	四、七五〇	一二五、一〇〇
文久三年 (一八六三)	四五、六五〇	一〇四、六〇〇	二、五〇〇	一五二、七五〇
文久二年 (一八六二)	四九、七三〇	一二、九〇〇	—	六二、六三〇
文久元年 (一八六一)	一、六〇〇	一六、一〇〇	二、二〇〇	一九、九〇〇

(出所：石井孝 (1944) 『幕末貿易史の研究』日本評論社、52頁)

輸入品では綿製品、毛製品が全期間を通じて重要な地位を占め、その他の重要輸入品としては、中期には金属、末期には武器軍需品、食料品（米・砂糖）である。1860（万延元）年からは輸入貿易も活性化し、綿織物や毛織物を中心に綿糸、鉄製品、薬品、船舶、武器などが大量に日本に輸入された。1864（元治元）年からの輸入貿易の進展は著しく、開港直後は輸出の方が上回っていたが、次第に輸出と輸入が肩を並べるようになった。

図表6は、幕末の重要な輸入品であった艦船の購入額をみたものである。この時期に、主に欧米からかなりの艦船が長崎、横浜を通して輸入された。

以上から、幕末の日本からの輸出は、生糸などの蚕糸関連品、茶、海産物などが主要なものであり、輸入品は、綿織物、毛織物、綿糸、武器軍需品、艦船などが主要なものであった。さらに、横浜貿易において国別にみると、イギリスの比重が高かった

9. 通貨交換の矛盾と金（小判）の流出

日本の開港直後に、生糸につぐ重要産品として小判が海外に輸出された。なぜこの時期、小判が大量に輸出されたのであろうか。

日米修好通商条約の第5条では「日本諸貨幣は、（銅銭を除く）輸出する事を得、ならびに外国の金銀は、貨幣に铸るも铸ざるも、輸出すべし。」と規定し、銅銭を除き日本の貨幣は輸出することができた。また、同条では「外国の諸貨幣は、日本貨幣同種類の同量を以て、通用すべし（金は金、銀は銀と、量目を以て、比較するをいふ）。双方の国人、互に物価を償ふに、日本と外国との貨幣を用いる妨なし。」と規定し、同種金属の日本貨幣の同量と通用すること、内外人は相互の支払に、日本および外国の貨幣を用いることができる、などとした。

日米通商条約のハリス草案では元来、日本貨幣はいっさい輸出できないことになっていたが、条約交渉のなかで幕府はその自由な輸出を許してしまった。開港直後、小判が大量に輸出され

たのは、そこにうまみがあることを示している。

当時、アジアにおいて使われていた貿易通貨はメキシコ・ドル、つまり洋銀であった。日本では「ドルラル」ともいわれたが、それに対応する日本の貨幣は同じ銀貨の一分銀である。日米修好通商条約の第5条では、通商条約では、金は金、銀は銀と、おなじ種類のおなじ量で、おたがいの貨幣を通用させることになっていた。洋銀に対して一分銀（金貨1両の4分の1に当たる）がまず対応し、つぎはおなじ量（重さ）が問題になる。

洋銀1枚の重さは七匁二分弱（1匁は約3.75グラム、1分は1匁の10分の1である）約27グラム、一分銀は二匁三分（約8.6グラム）であった。品位は後者のほうが高かったが、条約では規定していない。とすると、両者の重量を単純計算すれば、一分銀3枚の重さは六匁九分（約25.9グラム）で、洋銀1枚よりもやや軽い。したがって洋銀と一分銀を交換する場合、洋銀100枚に対して一分銀311枚があてがわれた。洋銀1ドルに対して、日本の一分銀3枚が、大体の交換レートであった。通商条約にいう同種同量の原則である。一部銀3枚と洋銀1ドルとの銀の重さがほぼ等しかったため、洋銀1ドルと一分銀3枚程度を外貨交換レートに決めたのである。

だが、通商条約のこのような原則には、貨幣の品位や内外の金銀比価がまったく考慮されていなかった。

日本における金銀貨の比価は17世紀初期、ほぼ1対10程度であったが、しだいに貨幣改铸されて、開港当時には金銀貨の比価は1対5程度になっていた。それに対して、当時の外国での金銀貨比価は1対15程度で、日本では金の銀に対する価値が極めて低かった。この日本と海外の金銀貨の比率の国際的差異を利用して、外国商人は利益を上げたのである。

たとえば、日本に洋銀4ドルを持ち込んだ外国商人は、日本の一分銀12枚相当の外貨換算となる。江戸時代日本の通貨制度は、一分金4枚で金小判1両、一分金と一分銀が同じ価値で

あったため、一分銀4枚で金小判1両となっていた。ハリスとの交渉では、これと同様に、外国人との取引においても一分金4枚で金小判一両、一分銀4枚で金小判一両とした。そのため、外国商人の持つ一分銀12枚相当は、金小判3両の外貨換算となる。金小判3両を海外で外貨交換すると、当時金と銀の交換比率において金の価値が日本より約3倍高かったため、金小判3両は洋銀12ドル相当となる。すなわち、外国商人は、日本に持ち込んだ洋銀4ドルが、日本で金小判に交換することにより、洋銀12ドルを手にすることができた。つまり元手は3倍にふくれあがったことになる。

日本から外国への、このような金小判の流出は開港以来、翌年(1860)年2月まで、約8ヵ月間つづいた。この間に金小判が輸出された数量は、どれほどの金額になったのであろうか。

ジャーディン＝マセソン商会が4万5400ドル(小判にして2万両たらず)程度の実績をあげたことは判明しているが、全体としては10万両台の小判が海外に流れたのではないかとされている⁽⁹²⁾。

10. 明治初期の貿易

明治政府は、外国資本からの商権の回復、および日本人商人による直輸出を推進する政策をとった。日本の民間業者の直輸出計画を促進するため、それに保護奨励を与えた。1876(明治9)年、財閥系の商社として、三井物産会社が開業した。さらに、1879(明治12)年、外国為替を扱う横浜正金銀行(以前の東京銀行、現在の三菱東京U F J銀行)が設立された。

図表7 明治初期の貿易額(1868-89年)

(単位:千円)

年度	貿易総額	輸出額	輸入額	差額
1868	26,246	15,553	10,693	4,860出超
1869	33,692	12,908	20,783	7,874入超
1870	48,284	14,543	33,741	19,198 "
1871	39,885	17,968	21,917	3,948 "
1872	43,201	17,026	26,175	9,148 "
1873	49,742	21,635	28,107	6,471 "
1874	42,779	19,317	23,462	4,144 "
1875	48,585	18,611	29,975	11,364 "
1876	51,676	27,711	23,965	3,746出超
1877	50,769	23,348	27,421	4,072入超
1878	58,862	25,988	32,874	6,886 "
1879	61,128	28,175	32,953	4,777 "
1880	65,021	28,395	36,626	8,231 "
1881	62,250	31,059	31,191	132 "
1882	67,169	37,722	29,446	8,275出超
1883	64,712	36,268	28,444	7,823 "
1884	63,544	33,871	29,673	4,198 "
1885	66,503	37,146	29,357	7,789 "
1886	81,044	48,876	32,168	16,707 "
1887	96,711	52,407	44,304	8,103 "
1888	161,160	65,705	65,455	250 "
1889	136,164	70,060	66,104	3,956 "

(出所:楫西光連(1954)『日本資本主義発展史』有斐閣、208頁)

図表8 明治初期の重要輸出品(1868-89年)

(単位:万円)

年度	生糸	茶	銅	陶磁器	昆布	米
1868	625	358	0.8	2	21	--
1869	572	210	--	0.4	57	--
1870	427	451	10	2	50	--
1871	800	467	14	2	56	--
1872	520	422	42	4	41	--
1873	720	465	53	11	53	53
1874	530	725	4	10	29	31
1875	542	686	13	11	34	1
1876	1,319	545	17	7	47	81
1877	962	437	51	12	41	226
1878	788	428	78	16	58	464
1879	973	744	79	30	76	41
1880	860	749	42	47	69	21
1881	1,064	702	57	71	83	26
1882	1,613	702	82	57	53	165
1883	1,618	610	72	54	34	100
1884	1,100	581	138	52	36	216
1885	1,303	685	182	69	65	76
1886	1,732	772	214	100	59	330
1887	1,928	760	203	131	59	225
1888	2,591	612	350	129	49	742
1889	2,661	615	287	144	57	743

(出所:楫西光連(1954)『日本資本主義発展史』有斐閣、209頁)

図表9 明治初期の輸出入品価額内外商取扱割合 (単位：%)

年 度	外 商	邦 商
1874	99.56	0.44
1877	97.44	2.56
1888	87.54	12.46
1889	87.59	12.41

(出所：楫西光連(1954)『日本資本主義発展史』有斐閣、211頁)

1868(明治元)年わずか2,600万円程度の貿易額は、1880(明治13)年には6,500万円程度となって、ほぼ2倍半に増進、さらに1889(明治22)年には1億3,600万円程度となって再び倍加した。

図表7、図表8は、明治初期の貿易状況をあらわしたものである。貿易品をみると、輸出品では生糸と茶、輸入品では綿糸と砂糖が重要であった。1981(明治29)年以降においても、重要輸出入品は変りがないが、輸出品では生糸の輸出が急増したのに対し、茶は停滞ないし減少した。なお、銅、陶磁器、漆器、マッチ等の輸出も増加した。

図表9は、1874(明治7)年から1889(明治22)年の間の輸出入における外商と邦商の取り扱い割合をみたものである。邦商による商権回復を見ることができ、1889年においても邦商の取扱高はわずかに12%程度である。これから、この時期における貿易において、外国商社の割合がかなり高かったことがわかる。

第6節 幕末の商社と明治初期の東京商社・大阪通商会社

1. 幕末の兵庫商社

幕末の安政期に結ばれた諸外との通商条約は、1865(慶応元)年十月にようやく勅許された。これにより、長崎、函館、兵庫、新潟、神奈川の5港が順次開港されることとなった。しかし、

諸外国が先期開港を主張していた兵庫は、開港に反対意見も多く難航したが、兵庫の開港、大阪の開市は約定どおり1868(慶応3年)12月7日を期して実施することとなった。幕府はその準備と貿易促進のため、同年6月18日に以下のような触書を発した⁽⁹³⁾。

「来る十二月七日から兵庫開港、江戸並大坂市中江も貿易之ため、外国人居留致し候筈に付、諸国之産物手広に搬運勝手可遂商売也
右之趣御料・私領・寺社領共不洩様可触知候
右之通被仰出候条、此旨三郷町中可触知者也
卯六月 伊勢 日向」

幕府は、兵庫の開港のために必要となる港、石垣の築立て、道路下水、官舎の建設、外国人居住地などを整備する費用を捻出する必要があった。この多額の経費を支弁するとともに、さらに貿易を有利に行なわせる手段として立案されたのが、商社の設立であった。すなわち、幕府は、西洋の商社にならって、日本に商社を設立させ、輸出入貿易を営むとともに、銀行業務を行わせることにより経済を活性化させることを狙ったのである。

1868(慶応3年)6月5日幕府は、大阪の富商である山中善右衛門、広岡久右衛門、長田作兵衛、殿村平右衛門、辰巳屋久左衛門、平野屋五兵衛、平瀬亀之輔、石崎喜兵衛、白山彦五郎、島屋市之助、近江屋猶之助、鴻池屋庄兵衛、炭屋安兵衛、鴻池屋市兵衛、加島屋作次郎、加島屋重郎兵衛、米屋伊太郎、米屋長吉郎、加島屋作五郎、松屋伊兵衛らの20名に対して商社御用を命じ、その設立に尽力させるため左のとおり申し渡した⁽⁹⁴⁾。

「右兵庫御開港に付、商人共取締之ため商社御取立、右御用向申付候間、商人共一己之利潤を不顧、皇国御益筋相成、御取締向行届候様厚申合、諸事右御用掛之面々差図を請相勤申べし候

卯六月」

当時の大阪の富豪はまだ外国貿易の経験を有せず、進んで外国貿易に従事しようとしなかったため、幕府はかなり強制的に商社の設立を強要した。幕府は、有力な大阪の商人から五万二千両を出資させて、日本で最初の商社を1868（慶応3）年6月に設立された。

商社に加入しなければ貿易できないと考える者もあったので、その誤解を除くために、同年1868年10月19日に以下のような左の触書を発した⁽⁹⁵⁾。

「今度兵庫御開港に付て交易筋弥盛大に可相成ため商社御取立相成候処、商社之外は直々取引難出来様存居候者も有之哉に相聞候、右は心得違之事に候間、商売を遂候者は、神奈川長崎箱館同様勝手次第取引致べし候右之趣御料は御代官、私領は領主地頭より不洩様可被相触候」

しかし、徳川慶喜は同年1868（慶応3）年10月14日大政の奉還をし、徳川幕府が終焉することになったため、商社も内外の商取引はほとんど行なわれない状態で、商社も終りを告げなければならなくなった。商社は、大政の奉還後も、幕府指導の下に営業を続けて金札の引替などに従事したが、同年末に業務が終了し、商社は創立後わずか半年で消滅することとなった。

この幕末の兵庫商社の実態についてみてみよう。

商社の設立の目的は外国貿易であり、できるだけ多くの加入者を募集する必要があった。ここで幕府は1868（慶応3）年8月17日に大阪に以下のような触書を出した⁽⁹⁶⁾。

「此度兵庫御開港商社御取立に付、外国交易取組元手金として差加金致し、又は品物に而交易取組度者は大坂中之中之嶋商社会所え申立候様可致候は、商法益銀を以銘々出銀高に應割合相下け、尤差加金到候共、交易望無ものは相当之利足可相渡、尤右差掛入用之節は、何程に

而も申立次第下け候筈に候

右之趣御料は御代官、御預所私領は領主地頭から不洩様可被相触候

八月

右之通牧野越中守殿被相達候条、此旨三郷町中可触知もの也

八月

伊勢
大隅」

これは、商社の参加を広く一般から募り、商社加入の希望者は元手金として差加金（出資金）を出し、利益がでたら差加金や利息を出すことを謳い、中之島西涯倉にある商社会所へ申し出るべきことを知らせたものである。

1868（慶応3）年6月商社の成立とともに、山中善右衛門、広岡久右衛門、長田作兵衛の3名は商社頭取に任命され、一代限り高百石を与えられ、非常並びに旅行のときの帯刀を許された。その後8月に三井八郎右衛門が頭取に加わった。

兵庫商社の寿命はわずか半年であったが、その業務内容は以下であった⁽⁹⁷⁾。

第1は、租税の管理である。商社の加入者は、出資金（差加金）を出し、それを兵庫開港の準備費用に当てた。幕府は開港後、運上所・荷改所などの税銀でこれを弁済することになっていたが、開港前においても商社は開港準備のための費用として調達された米及び現金を管理した。

第2は、兵庫開港・大阪開市のために要する資金を商社に立て替えさせるということである。同年8月29日幕府は商社がその繰替金を上納することについて、以下のように達した⁽⁹⁸⁾。

「一 兵庫大坂外国人居留地埋立地ならし、並運上所荷改所役々御役宅等之御建物御入用を、商社中之者共引請繰替候様致べし候事

一 前の繰替候金銀者、両所税銀に而御差戻相成候間、商社中之者共申合、両所運上所え内々罷出、税銀不残請取候様致べし事

一 戻入之儀、三ヶ年之内に而者必ず済切可相

成候得共、それ迄之内無利足に而者難洩致べし候間、一割程の御手当被下候積候事」

この達では、兵庫・大坂の外国人居留地の埋立地ならし、および運上所荷改所役々御役宅等の建物の設置などの資金に使用すること、3年以内に返済すること、出資金に対し一割程の御手当がもらえること、などが記されている。

しかし、現実には、幕末明治の混乱から、商社は4回にわたって総計五万二千百五十両の繰替金を上納したが、この繰替金に対する利子を受け取ることはもちろん、この繰替金もほとんど全部返済されなかった。

第3は、金札の引替である。兵庫開港に要する費用を賄うために、幕府は江戸、横浜、大阪において金札を発行した。そして、商社に金札を引替させることとした。幕府は、最初の紙幣である金札が1万両発行された。金札の発行については、総額百万両発行される予定であったが、最初の金札発行後まもなく幕府は倒壊したため、第1回分の一万両だけ発行されただけであった。

商社は、その繰替金を幕府に上納すれば、対償として金札の下げ渡しを受けた。これを商社の資金とし、正金銀と同様に世上に通用させることができた。金札は兌換紙幣であるため、その引替をしなければならなかった。幕府自ら引替を行うことは、当時多くの正金銀を必要としていた幕府ではできなかったので、金札の引替を商社に委託した。

商社は幕府から金札を下げ渡されると、まず本両替屋・南組銭屋・質屋・古手屋そのほかすべての商業の株仲間・組合等へ正金と引替に札を渡し、正金は引替元金として備え置き、何時でも引替に応じられるようにした。幕府は、金札は正金同様に通用すべき旨を達したが、幕府倒壊の頃であったから、世間はこの金札を信用しなかったため、結局金札は流通しなかった。

兵庫商社は、西洋の会社組織に倣って設立されたが、その実体は会社、株式会社ではなく、組合であった。兵庫商社は、結局半年ほどしか

存続できなかったが、日本において最初の本格的な貿易商社であったことから歴史上重要な存在である。

2. 通商司の設置と通商会社・為替会社

1868(明治元)年の明治維新の達成とともに、新政府は近代的産業の育成をはかった。

発展途上国が国内産業を発展させるために、関税障壁を設けて国内産業を保護育成する政策をとる場合がある。明治政府では、まず、関税自主権の確保のため、幕末に締結した通商条約のような不平等条約の改正につとめた。1858(安政5)年の条約は、締結の年から14年後、すなわち1872年には協議の上改正することになっていた。1871年岩倉具視を特命全權大使とする使節団が欧米に派遣され、その後の努力にもかかわらず、関税自主権の回復を果たすことができなかった⁽⁹⁹⁾。

明治政府は、そのような事情から、保護関税以外の手段で貿易政策を行った。まず、1869(明治2)年2月各開港場に通商司を置いた。通商司は、国内商業の振興を目的とする商法司とならんで、外国貿易の管理を目的とした。

そして、外国貿易を発展させるため、同年1869(明治2)年、東京、横浜、大阪、大津、新潟、敦賀に通商会社と為替会社を設立することにした。この通商会社と為替会社は、日本における株式会社形態の萌芽の会社であり、為替会社は日本で最初の銀行であった⁽¹⁰⁰⁾。しかし、通商会社と為替会社は、株式会社の基本的なメカニズムを持っていないとして、日本における最初の株式会社形態であることを否定している研究もある⁽¹⁰¹⁾。通商会社は、会社組織の物産仲立機関であり、その管理の下に商社が設立された⁽¹⁰²⁾。

1870(明治3)年東京に設立された通商会社は、三井八郎右衛門を総取締とする商人の団体であり、外国商人に対抗して団体的に外国貿易をおこなうための合資会社であった。当時の富商は商社の必要を理解せず、設立には容易に参加しようとしなかったため、出資金集めは自発的なものではなく、通商司よりその参加は半強

制的であった。通商会社は、外国貿易のみならず、貿易に必要な金融業務も行った。その貸出資金は、株主（社中）の身元金、商社積金、政府貸付金、預金などによった⁽¹⁰³⁾。1970（明治3）年7月の設立時の名称は東京開商会社であり、同年12月東京商社と改名したが、損失を招きわずか数年にして東京商社は解散した。

1969（明治2）年、大阪にも通商会社と為替会社を設立された。その設立において、大阪の富豪もあまり参加に熱心ではなく、政府の勧誘と強制により設立することができた。通商会社規則中に、商社に加入しなければ外国貿易に従事しえないと規定されていたため、組織外の商人および外国人より抗議をうけ、1870（明治3）年にその社外商人の貿易取引禁止の規定は削除された。通商会社は貿易独占を図るものであり、自由貿易に規定した条約に違反するものであるという強い抗議が列国よりあったからである。通商会社は、種々の特権を与え、あるいは統制を加えて、貿易の発展をはかった。大阪の通商会社は、社名を商社、開商会社、開商社と順次改めていったが、1973（明治6）年3月多大の欠損を為替会社に転嫁した上解散した⁽¹⁰⁴⁾。

3. 東京商社

前述したように、1869（明治2）年2月明治新政府は、通商司の本司を東京に、その支司を各司を開港場に設置して、外国貿易の発展を目指した。その政策の1つとして、横浜および東京に貿易商社を設立した。東京商社は、三井八郎右衛門を総頭取とした。東京商社に関して、その規定である東京商社規則の各条文に基づいて考察してみよう。「東京商社規則」は以下のようである⁽¹⁰⁵⁾。

「東京商社規則

第一 商社取建候御趣意之事

貿易取引之義是迄銘々一己之利欲から眼前之利に走り終に西洋人之商策に陥り大損毛を醸し身上退転および候もの共先足不少東京之諸商近

国之商人に至る迄開市場において手堅貿易商業遂げんと欲するものは社中同盟し相互に助合善良之商法を以永久之利益を測るため今般開市場え貿易商社取建方之免許有之候に付而は数多之諸商貧富を不論公手之商業相嘗候様と之厚御趣意に基き社中之規則左之通取極め加入之もの堅く是を守るべし

第二 商社中役割建方之事

商社惣頭取 三井八郎右衛門

同 頭取 拾人程

同 肝煎 凡百人程

内五人宛順番に而行事可相勤候

同 組合世話方 人数不定

同 組合 同断

但 組合加入望之ものは追々差加候積

第三 外国人と前約定取扱方乃事

売買とも前約定は可成丈到間敷併時宜に寄約定證書請取渡いたし候節は身元儘に而身分相応之手金に候は、頭取共議之上頭取さらびに行事之内加印致べし事

第四 売込約定違ひ之事

約定中売品之相場入狂ひ候とても違約および候もの有之時は嚴重取糺候上可取計又約定日限迄売品商社え不持来違約および候ものは趣意金又は手金倍增返済は勿論品に寄相場違勘定相立申尤頭取行事加印之約定に限り候義に而加印無之約定は商社に而一切不差構事

第五 買取品約定違取扱方之事

相場違ひ又は金調難出来荷物引取兼候節は相場違相当之趣意金差出可申若趣意金之證判難行届節は手金流に致べしその余前同断之事

但右式ヶ条共相場違多分之節は加入之節差出候身元敷金をも差加え猶右に而も引足兼候節は社中から償ひ可申萬一不筋之働より右様之義におよひ候ものは加入名前取消致し其次第柄認取開市場一般布告致べし事

第六 商社普請入用金之事

商社取建入用差向惣頭取ならびに頭取之間から相弁し置追而社中歩合利金等之内を以連々償戻し可申尤年一割之利足加之引取可申請入用向

は潔白に勘定可相立事

第七 身元敷金之事

惣頭取は金五千兩頭取は金千兩より八百兩迄肝煎は金五百兩より三百兩迄その余は身分に応じ敷金差出方は一時に差出候とも連々に差出候とも惣頭取え可及示談尤一ケ年を越すへからず此敷金商社貸付元に組年々利金之内式分は積金に加え式分は商社守手当小破小繕ひに遣払六分は頭取肝煎以下敷金高に応じ配分致べし事

第八 鑑札渡方之事

商社鑑札は頭取始身元敷金差出候ものえ可相渡然る上は右鑑札所持之ものは渡世違ひ之品売込候とも不苦且追々組合入相成候分はその時々相渡此渡方は商社惣頭取に而取扱申べし候事

第九 貸付金取扱方之事

三井総貸付所商社構内え引移候に付御下ケ元金諸方預り金等之内え社中身元敷金ならびに商社積金をも差加え貸付元に相立べし尤御下ケ金は年一割諸方預り金は年九分之割合を以利足差出貸付之義は品物見計ひ示談之上日歩相定貸日限之義は三ヶ月限り引当物無之貸付は社中仲間相立申候へは惣頭取ならびに取頭共勘弁之上貸付方取扱申べし事

第十 諸品相場立之事

相場立之義は護国商人普弘起之基日日売買を掛札いたし諸商相集まり彼我之諸物産公平之相場相立集会は毎日朝正五時から四時迄を限りとすへし是は商業を営むもの之根軸に而社中之もの共貧富強弱相互に助合不相当之相場又は見込違等無之様商法明らかに相成諸物品価之高下迅速に通達し御国商之欠引を弁し商売盛大なる基を開くへし

但売買之義は相場立所組合は手付を相立置売買為致可申尤組合に無之ものは集会茶屋え出張手付を以売買いたし不申事

第十一 為替金之事

横濱え之為替金は既商社開店より開くへし遠国為替金は商法盛大相成候に随ひ追々是を開き尤国々荷主金子送り方ならびに預け方とも三井組御用所貸付方に而取扱申べし事

第十二 貿易取引制限之裏

朝四時開店夕七時鎖すへし此刻限前後は取引一切不相成商社中諸品物価捌所之義は其商売柄に寄り悉く分割いたし敷房取建候間諸商便利に取引いたし候様加入之もの共尽力致べし取引場所には西洋秤量備置候事

第十三 売買高歩合口銭割合之事

生糸は一步諸品は衆評之上取計可申此歩合高たとへは一萬兩なれば

三千兩 商社積金

貳千兩 同社雑用

千兩 手合償用急

四千兩 惣頭取から肝煎配分金

但用意金は、三井御用所に而預り置配分金は頭取肝煎衆議之上公平に割渡へし

第十四 商社積金取扱方之事

積金之義は別帳惣頭取ならびに頭取肝煎行事に而取扱出納共商社掛え見留請申べし事

但頭取肝煎其外組合之もの共類焼又は天災等に而家業再興に拘り候程之ものえは其事實篤と相糺し頭取其外衆評之上身元相応に貸渡し商業永続相成候様取扱べし事

第十五 商社諸雑用立方之事

月々諸雑用之義は都而不取締之儀無之様肝煎行事見留いたし月仕上頭取共之内月番相立申べし事

第十六 金銀出納之事

金銀出納は都而三井組御用所に而取扱候得共商社關係之義は月番頭取肝煎行事加印いたし商社之諸勘定は組合一同え明らかに相分り候様正路に取扱申べし事

第十七 売買高町会所え届方之事

町会所え届方之義は十日までに而可相届是は肝煎行事組合世話方に而取扱運上所御用向呼出之節も右之ものに而引受相勤べし事

第十八 商社中休暇之事

運上所之休日にならひ終日門口を鎖商休可致且東京商人共商社え宿泊致間敷尤貸付所ならびに藏番之義は三井組に而相心得商社店守之儀は頭取肝煎組合世話方之内に而両三人取締として泊番いたし申べし事

第十九 遠国商人宿泊之事

遠国商人共は族人宿え止宿可致は勿論に候得共大金所持之ものは普通之族人同様に難相成右様之ものは時宜に寄宿泊為致賄方之義は組合世話方にて引受月番頭取え相届取扱申べし事
第二十 諸家ならびに遠国之産物預り方売捌方取扱之

諸家国産ならびに遠国商人から商社え送荷物は東京鉄砲洲商社惣頭取三井国産取扱掛宛名に而途遣し候得は惣頭取ならびに頭取共に而引受請取書差出置先方からに之添状に随ひ取扱荷主差直段から下直に候得は預り置国方え申遣引合之上取扱若送り品物直段之次第に寄不売払して金子入用之節は右荷物預り置至当之金子差送申べし荷物送り置追而荷主参著代り金請取候節は兼而差出候請取書持参右印鑑を以金子可相渡持渡り品仕入売買共頼参り候は、文通之趣を以取扱申べし事

第二十一 商社中船人足稼諸物産取締筋ならびに藏敷料取立方之事

商社内において船人足稼方之義は身元慥成もの粗撰為引受賃銀等衆人之的意に叶ひ候様可致且諸物品之儀は社中一同評議之上人物取極不都合無之様正路に取扱品之尊卑に不拘見本と不違様目利専要たるへし藏敷料之義も外見より一等相減尤預り品之義藏入口迄は荷主藏内之働人足は商社之出銀火災は置主之失損盗難は商社之損失たるへし

但庫之修復等不行届又出火之節戸前目塗等に怠り盗難之義も徒党兇暴之盗賊は別段之事且藏敷料之義は土藏之修復番人手当水門内外川浚等に仕払致べし事

第二二

社中之もの共銘々宅において外国人と売買いたし候得は共段逸々商社に申出候而取引致べし事

第二三

貿易商人共外国人と売買勝手次第に候得共渡世違之品売込又は横浜之如く売込問屋と唱候渡世は難相成右体之もの見出候は、早々可甲立事

右之通取極相渡候義又は執行候上に而不都合之廉あらは社中衆議之上決すへし萬一西洋人此

組合入を望むものあらは社中衆議之上何を経て取極べし事

右之規則商社惣頭取始社中之もの共堅可相守もの也」

①組合的な企業

「東京商社規則」第一に、「貿易商業遂げんと欲するものは社中同盟し相互に助合善良之商法を以永久之利益を測るため今般開市場え貿易商社取建方之免許有之候に付」とある。これが示しているように、貿易商社としての東京商社は、同盟し相互に助け合うという、団体的、組合、結社之性質を持つ企業である。また、商社之設立は、外国商人に対抗して外国貿易を日本が行うという政策意図がある。

②貿易上の金融機能

「東京商社規則」第九に、「元金諸方預り金等之内え社中身元敷金ならびに商社積金をも差加え貸付元に相立べし」とある。東京商社は、外国貿易を行うほか、その貿易上に必要な金融の便を図ることをもその業務とした。その貸出資金は商社之身元敷金（出資金にあたる）・商社積金・政府貸下金・預金等より成立した。

また、「東京商社規則」第九では、「御下ケ金は年一割諸方預り金は年九分之割合を以利足差出」とあり、商社メンバーの社中への貸付利率は年1割程度、預り金の利息は年9分程度と規定されていた。

商社に入るためには身元敷金が必要であった。「惣頭取は金五千両頭取は金千両より八百両迄肝煎は金五百両より三百両迄其余は身分に応じ」（第七）とあるように、惣頭取は五千両、頭取は八百両から千両より、肝煎は三百両から五百両、その他は身分に応じ身元敷金を差出すこととなっていた。

③三井が中心の運営

東京商社規則は、「商社惣頭取 三井八郎右衛門」（第二）、「三井総貸付所商社構内え引移候」（第九）、「金銀出納は都而三井組御用所に」

(第十六)、とある。東京商社は、三井がその中心的役割を果たしているという特徴がある。

④外国貿易における社中への通知義務

「東京商社規則」第二二に、「社中之もの共銘々宅において外国人と売買いたし候得は共段逸々商社に申出候而取引致べし事」とある。商社のメンバー（社中）は、外国人との貿易取引等において商社に申出てその取引を行う必要がある。

⑤政府主導の設立

貿易商社は、明治新政府が主導し設立した企業である。1869（明治2年）三井八郎右衛門を総頭取に任命し、その設立に着手したが、東京の富豪等は、容易に貿易商社に加入しようとはしなかった。そのため、通商司は、かなり強引な形で東京商社への参加させた。政府は商社設立の必要を強く確信していたが、設立に実際参加すべき東京の富豪はその必要を認めなかったようである⁽¹⁰⁶⁾。

このように、明治初年の貿易商社は官主導で設立されたものである。しかし、前述したように、東京商社は、設立後わずか数年で解散した。その後の日本の貿易は、三井物産を代表とする民間の商社が担うこととなった。

4. 大阪通商会社

1869（明治2）年に設立された大阪通商会社は、東京商社と同じく、地元商人によって自発的に設立されたものではなく、政府主導で設立された。大阪通商会社に関して、その法的な規定である大阪通商会社規則の各条文に基づいて大阪商社の制度について考察してみよう。「大阪商社規則」は以下のようなものである⁽¹⁰⁷⁾。

「官版 大阪商社規則

通商会社所務、

金銀貨幣の融通を易からしむるは為替会社の専任たるべく事。

諸物価平均流通を旨とし商業を盛ならしむるは通商会社の専任たるべく事。

貿易品輸出入を算し商業の緩急を計り内外の商法を便にするは通商会社の専業たるべく事

廻漕を便利にし遠近の有無を通じ物品廉価ならしむるは通商会社の専業たるべく事

海陸運送の荷物危険、ならびに、借庫火難、其他非常請負の法を設け諸商社諸商人の便利を得せしむるは為替会社の可為専任事。

為替会社は金銀融通を助け商業の便利を得せしむるを便利とし、みづから商業を営まず。通商会社は商社を総括して高利をむさぼらしめず、若規則に背く者あらば、督責を加ふべく、是を肯んせざれば官府に於て曲事可申付候事。右之通可相心得もの也。

巳11月

通商会社規則

今般通商会社被為建候旨趣は、一には、皇国商法の基礎を立商業自在ならしめ、二には御国内海陸運送の便利を得て辺土遠境といへとも物品潤澤ならしめ、三には海外諸国物価平均の相場を得て御国の疲弊なからしめんためにして、別て近来市井衰発の景気を深く被為歎候厚き御憐恤の御趣意より出候義に付各勉勵尽力致べし。社とは則組合中間にて同心協力するの意、一人よりは十人、十人よりは百人、仲間多ければ大業にても容易に成就す。別て今般被為建候通商会社は右のヶ条の通、商物取引に付き金子入用の節は為替会社より自在に融通し、約定違変其他規則にふれ候事は於官府嚴重に申付候に付当社中加入のものは安全商業を営先つ其家を富まし、終に其国を富ますの实效相顯候様致べし事。

第一ヶ条

通商会社は諸商社を総括致各社商力の不足を助け買商の掛引を指揮し商業を繁榮ならしめ申べし事

第二ヶ条

商社組分けの義は、売買品何品によらず米は米商社、呉服は呉服商社と區別を立、組合相立可申人数の義は、五人にて十人にてても或は百人二百人にててもその社中随意たるべく、尤商社加入不相望者、従來の通商業相營候義は勝手次第

たるべくとの御仕法に付、社中のものより強て加入申進め候義は致間敷、勿論社中のものは精々商業相励み商社の法実に良法なる事を普く世人に知らしめ、彼より進で商社加入を相望むべき候様致べし事。

第三ヶ条

船舶その他機械製造の商社諸技術の商社等年限あるいは期月の定めある商社は加入の節その旨申出るべし事。

第四ヶ条

通商会社頭取を始め、社中一統分限に応じ会社中へ金子差出、通商元備金に相備へ、為替会社へ預け置もうすべき、追て加入の者も同様の事。

但府内は勿論遠国の人にてても加入いたし度旨申出候はば身元取調加入為致可申尤遠国の者は其国府藩県添翰持参致べし事。

第五ヶ条

通商会社と為替会社とは相互に融通して商業の権利を得れば、同者同様の心得を以無隔意睦合申べし、就ては不正不明の取扱無之事を証する為、その社中の者は勿論両社惣頭取ならびに頭取は互に両社中諸帳面を随意に見改るの権あるべき事。

第六ヶ条

差加令預り手形ならびに手形焼失あるいは紛失致候節の取扱振勝手には他人へ譲り渡す節の規則等すべて為替会社規則の通りと為さるべし事。

第七ヶ条

売買に付き益金損金の割合は社中一同出金高に応じ割掛可申、尤組合違いの社中へは不掛、監は甲乙丙丁と四組に分るれば、甲組の損は乙組へは割掛べからず、此地数十組に分るとも同様たるべき事。

第八ヶ条

商社開業の始めに末ヶ条の通証書を設けて社中各調印すべし、追て加入の者同様為べし事。

第九ヶ条

通商会社ならびに商社の内より手広く諸方に
出店して商業の自在を得んと欲し、その段願

つるにおいては官府より諸方府藩県へ達して御差支無之様致遣し候事。

第十ヶ条

会社中最初より差加金到候者は右金高に応じ利分割は勿論その益金をも毎年六月十一月両度に為替会社より社中一同へ相渡べし、追て加入の者本同様為べし事。

但し最初よりの差加金利分は一ヶ月一分より一分五厘迄相渡申べし事。

第十一ヶ条

社中の者不正の取計等到夫か為めに損分有之は、その損分を補はしむるにその当人決して違背有べからず。時宜に寄、社中評議の上過料銀等取立申べし事。

第十二ヶ条

商用の便利を得るには、第1船舶に付商用蒸気船等の為借用申出候分は、六ヶ月の期月に拘わらず為替会社に於て貸出べし、尤も運送益金の内より元利金返済型の割合互細取調申出べし事。

第十三ヶ条

東京ならびに横浜商人を始め、諸法の商人追々当社中に組入、通商の自在を得候様致べし事。

第十四ヶ条 (省略)

第十五ヶ条 (省略)

第十六ヶ条

贗物悪性の品、表裏精粗異なる品等外国人へ売込申間敷事。

第十七ヶ条

鉄砲の類外国人へ引会買入候義は通商局の差図を受商社の者取扱申べし、社外のもの一切取扱相成ない事。

第十八ヶ条

諸藩租税の物産当港において売致度向は通商局へ申出指図を請け申すべき事。

第十九ヶ条

通商会社の義は当市中は勿論諸国一般に相拘り候手広の大業に付それぞれ管轄の区別を立取扱申べし、たとえば

外国貿易商社

此内生糸茶蚕卵その外諸品売込ならびに舶来品買取商社等区別致、それぞれ社長執事管事等相立申べし、商社中惣名代として社長執事のうち日々一兩人づつ通商会社へ相詰、商業取扱申べし事。

但社中の者にてても外国貿易に關係致さざる従来の商業相當候義は是迄の通為べし事。

大坂市中商社

この内呉服太物米麦雜穀菜種廻舶方炭薪油荒物小間物その外諸品売買商社等区別致、右同様の仕法を以、惣括社長の内一兩名通商会社へ日々相詰商業取扱申べし事。

諸国諸税品売揃

是は従来諸国府藩県へ租税として相納來り候諸品、是迄大坂表において商会を立売揃候分以來改て当通商会社にて取扱申べし、尤右租税の産物取扱の爲め府藩県士分の岩通商会社へ出席致候義勝手次第に為べし事。

右の外諸国豪商富家の類商社加入致度段申出候者も同様それぞれ区別を立、通商会社へ加入商業為致候事。

第二十ヶ条

当市中に於て商業相営み候者は何商売何職に限らず商社加入致不苦、其品に寄元方仕入金或は機械製造入用等何に不寄元利濟方の仕方明白に相立ち候義に候得ば其一社の連印を以て追々貸付取計候義も可有之事。

第二十一ヶ条

大坂市中商人の内当社中に不相加者にてても従来の商業職業相營罷在候義は初ヶ条の通勝手次第可爲候へ共、新規の商相營始め候義は品に寄通商会社差支可相成哉も難計候に付、一々会社へ申出差図を受け候上にて為相始申べし事。

第二十二ヶ条

外国貿易に相携候商業は条約の規則不心得もの取扱候ては意外の大き害を生じ、彼に対し御国恥にも相成候義等仕出候義毎々有之候間社外の者一切勝手に売買不相成、諸職人諸請負人等に至る迄身元不造成者等、猥に外国館舎に立入候義は不相成規則に候事。

第二十三ヶ条

諸国産物元方仕入金手付金の類、引当品無之貸付候分は通商会社頭取を始、その商社の社長執事管事一同連印致べし事。

但其次第に寄、社長執事等の内一兩人共元方諸国へ出張いたし取扱申べし事。

第二十四ヶ条

引当品を以て金子借受候節は、通商会社頭取その外承知印の上可貸渡し、引当品の義は時相場の中半段より六七分により貸付相成候間その段可相心得事。

第二十五ヶ条

引当品の義ほたとせば百個の内十個にてても二十個にてても捌口出来候条右十個二十個の代金差入取出し度申出候はば申立の通取計遺し申べし事。

第二十六ヶ条

為替会社より借月致候金子利息の義は、一ヶ月一分五厘の割合、返納期月は六ヶ月限、無抛分にてても期月一ヶ年をこさざる規則に候事。

第二十七ヶ条

引当品の義は期月相立候はば何品に限らず公平の入札を以買払、過金は借主へ相渡し、不足金は借主より為相償、為替会社へ弁納いたすべく事。

但期中引当品代価格別下落する事あらば借主より差入金を成さしむべし、且引当品入札売払ひの期日延引不可成事。

第二十八ヶ条

通商会社中六人づつ、月番相立、一ヶ月づつ持切、月番中の事件は事済迄その月番掛の事。

但非番の内二人づつ、順を立時々会社見廻申べき事。

第二十九ヶ条

於諸国商社取建申度節は東京大坂両通商会社の差等を受けその規則に随ひ取建申べき事。

第三十ヶ条

紳士表通商会社は大坂持にて諸扱筋すべて当会社同様為べし事。

但非番の者二人づつ見廻候義当会社同様の事。

第三十一ヶ条

外国人取引百兩以上より大金の分は為替金取

扱筋心得にも相成候義に付前以て為替会社へ申出べき事。

第三十二ヶ条

商業融通の為、商売筋に付御国人外国人より請取候金銀五拾両以上洋銀五十枚以上は可成丈け為替会社へ正金差出、手形と引替を乞手形融通専らに心掛申べし事。

但手形相渡置候とも正金入用の節は為替会社に於て何時にても引替申べし事。

第三十三ヶ条

同賈買取品等代り金御国人ならびに外国人へ相渡候節も同様手形と引替手形を以荷主へ相渡荷物引取申べし事。

第三十四ヶ条

洋銀引替の義は条約面の通百枚に付一分銀三百十一（これ金七十七両三分）の割合たるべき事。

右ヶ条の通相心得、通商局規則かたく相守申べし尤向後弁利を以規則相改候義も候はば此末へ書加へ同様堅相守申べしもの也

己八月

①組合的な企業

大坂通商会社は、勸業殖産・貿易促進などの目的をもって設立された。大阪通商会社規則の冒頭には「社とは則組合中間にて同心協力するの意、一人よりは十人、十人よりは百人、仲間多ければ大業にても容易に成就す」と記して、商人が相互に協力して業に当たるべきとしている。大坂通商会社は、組合的性格を持つ企業である。ただし、江戸時代の株仲間のようなものではなく、株式会社に近い、大阪商人が出資して共同で事業を営む形態である。出資するメンバー（社中）は、独立して貿易等の事業を営むことができるので、大阪通商会社は、親会社・統括会社・持ち株会社に近い事業形態である。

大坂通商会社は、通商司内に設置されたが、その設立は必ずしも容易に実現されたのではなかった。すでに大阪の商人は幕末商社設立の際に苦い経験をしており、また会社に関する十分な認識もなかったため、喜んで会社の設立に参

加しようとしなかった⁽¹⁰⁸⁾。そのため、政府、特に通商司が主導して大阪通商会社が設立された。

②大阪通商会社の事業

1869（明治2）年、大阪通商会社の設立と同時に大阪為替会社も設立されたが、両会社は政府から特別の保護を受けた半官半民の会社で、相互に密な関係を持ち、ともに通商司の管理を受けた。その設立の目的は、通商会社は内外商業の振興を図ることであり、為替会社はこれに必要な資金を融通してその事業に援助を与え、併せて民間の金融を円滑にすることである。

大阪商社規則の序文で大阪通商会社の目的・業務について以下のように記している。

「諸物価平均流通を旨とし商業を盛ならしむるは通商会社の専任たるべく事。

貿易品輸出入を算し商業の緩急を計り内外の商法を便にするは通商会社の専業たるべく事。廻漕を便利にし遠近の有無を通じ物品廉価ならしむるは通商会社の専業たるべく事（中略）。

通商会社は商社を総括して高利をむさばらしめず、若規則に背く者あらば、督責を加ふべく、是を肯んせざれば官府に於て曲事可申付候事。」

したがって、大阪通商会社は、以下のような事業を主とした。

- (1) 諸物価の平均流通を旨とし、商業を盛んにさせること。
- (2) 輸出輸入といった貿易を貿易を発展させ、内外の貿易会社への支援・援助をすること。
- (3) 海運業を発展させ、内外の貿易を促進し、物品を廉価にすること。
- (4) 諸商社を総括して、高利を貧らないようにすること。

③通商会社と為替会社

大阪通商会社規定第五ヶ条では以下のように記してある。

「通商会社と為替会社とは相互に融通して商業の権利を得れば、同者同様の心得を以無隔意睦合申べし、就ては不正不明の取扱無之事を証する為、その社中の者は勿論両社惣頭取ならば

に頭取は互に両社中諸帳面を随意に見改るの権あるべき事。」

大阪通商会社と大阪為替会社とは、明治新政府の通商司の斡旋によって同時に成立し、通商会社は日本の国内外商業の振興を計り、為替会社はそのために必要な資金の融通を図るを目的としたから、両会社はその内面においてほとんど1つの会社であった。両会社は同社同様の心得をもって隔意なく相互に睦み合うべきことが規定されており、かつ両会社の惣頭取及び頭取は、相互に諸帳簿を随意に検査することができた。通商会社の発起人は為替会社の発起人にもなっており、かれらが出した身元金は、両会社へ提供された。

④ 構成員、社中

大阪通商会社規定第二ヶ条では以下のように記してある。

「尤商社加入不相望者、従来の通商業相営候義は勝手次第たるべくとの御仕法に付、社中のものより強て加入申進め候義は致間敷、勿論社中のものは精々商業相励み商社の法実に良法なる事を普く世人に知らしめ、彼より進で商社加入を相望むべき候様致すべきこと。」

大坂通商会社への加盟は任意であるが、加入することを奨励している。

大阪通商会社を構成する社員（出資者）は、これを社中といった。社中には発起人と設立後に出資した社員がいる。発起人は、それぞれ分限に応じて身元金（出資のようなもの）を出した大阪の富商約50名である。設立後の出資者は、個人または商社などであった。

創立当時の社中の数は、発起人にあたる重役を除いて約30人であったが、その後各商業に商社が成立するにつれてその数は増加した。同時に元備金（資本金のようなもの）も増加し、創立当時発起人の身元金を除いて3万5676両であった差加金（出資金）は、明治3年6月末には17万474両に増加した⁽¹⁰⁹⁾。

⑤ 通商会社と商社

大阪通商会社規定第一ヶ条では以下のように記してある。

「通商会社は諸商社を総括致各社商力の不足を助け買商の掛引を指揮し商業を繁栄ならしめ申べし事」

以上のように、通商会社は諸商社を統括して商社の力不足を助け、商業の繁栄に資することを目的としたため、通商会社と商社との間に密接な関係があった。

大阪通商会社規定第二ヶ条では以下のように記してある。

「商社組分けの義は、売買品何品によらず米は米商社、呉服は呉服商社と区別を立、組合相立可申人数の義は、五人にて十人にても或は百人二百人にてもその社中随意たるべく、尤商社加入不相望者、従来通商業相営候義は勝手次第たるべくとの御仕法に付、社中のものより強て加入申進め候義は致間敷、」

商社は、商品の種類別によって各業種ごとに（外国貿易は一つの業種として総括された）結ばれ、米商社、呉服商社、貿易商社などといった。商社に参加する者の数には制限がない。従来通商業を営んでいた者の商社の加入は自由であった。

大阪通商会社規定第八ヶ条では以下のように記してある。

「商社開業の始めに末ヶ条の通証書を設けて社中各調印すべし、追て加入の者同様為べし事。」

商社に加入しようとする者は分限に応じて身元金を出す必要があり、加入者並びに身元金が確定して商社が成立すれば、証書を作製してそれに社中一同が調印しなければならなかった。できあがった連印帳は通商会社へ納め、身元金はこれを纏めて通商会社を経て為替会社へ預けた⁽¹¹⁰⁾。

商社は、事業や商売の別なく結成できた。従来同業に従事した者、ことに従来同じ株仲間へ属した者が相結んで株仲間とは別に商社を設立した。貿易商社も事業・商売違いの者でも加入することができた。菅野（1961）は、「商社は

江戸時代から存続した株仲間または組合とは全然性質を異にしていたから、商社が結成されても株仲間はそのまま存続した。株仲間が商社に変形したのではなく、この間の事情は幕末商社の場合と同様であった」と述べている⁽¹¹¹⁾。

⑥利益の配当

大阪通商会社規定第四ヶ条では以下のように記してある。

「通商会社頭取を始め、社中一統分限に応じ会社中へ金子差出、通商元備金に相備へ、為替会社へ預け置もうすべき、追て加入の者も同様の事。

但府内は勿論遠国の人にも加入いたし度旨申出候は身元取調加入為致申し遠国の者はその国府藩県添翰持参致べし事。」

社中は分限に応じて差加金（金子、一名身元金）を出す義務を負い、通商会社はこの差加金を会社の元備金とし、これを安全に利殖するため為替会社へ預け入れた。これは会社の資本金であるが、会社はこれを営業資金とせず、これによって社会の信用を得ようとした。社中の資格には制限がなく、大阪府外の者でも身元調査のうえ加入を許された。しかし遠国の者はその身元を確実にするため、府藩県の添翰を持参する必要があった。

大阪通商会社規定第十ヶ条では以下のように記してある。

「会社中最初より差加金到候者は右金高に応じ利分割は勿論その益金をも毎年六月十一月両度に為替会社より社中一同へ相渡べし、追て加入の者本同様為べし事。

但し最初よりの差加金利分は一ヶ月一分より一分五厘迄相渡申し事。」

社中はその差加金に対して最初は月一分から一分五厘迄までの利息を受けとる。なお会社に利益があれば、出資金に応じて利益配当を受ける権利を有していた。

⑦預り手形（株券）の譲渡の自由と社中評議

大阪通商会社規定第六ヶ条では以下のように

記してある。

「差加令預り手形ならびに手形焼失あるいは紛失致候節の取扱振勝手には他人へ譲り渡節の規則等すべて為替会社規則の通りと為さるべし事。」

また大阪通商会社規定第八ヶ条では以下のように記してある。

「商社開業の始めに末ヶ条の通証書を設けて社中各調印すべし、追て加入の者同様為すべし事。」

さらに、大阪通商会社規定第十一ヶ条では以下のように記してある。

「社中の者不正の取計等到夫か為めに損分有之は、その損分を補はしむるにその当人決して違背有べからず。時宜に寄、社中評議の上過料銀等取立申すべし事。」

社中が差加金に対して会社から交付された預り手形（これは株券のようなものである）は、随意これを譲渡することができたが、譲渡に際しては予め会社へ申し出てその許可を受ける必要があった。もし社中が不正を働いて会社に損失を負わせた場合には、社中はその損失を補填する義務があり、場合によっては社中評議のうえ過料金を徴収する定めであった。

なお株主総会に相当するものに社中評議というのがあって、社中一同が集合して重要事項を議決した。

⑧会社の機関

大坂通商会社の代表は惣頭取である。惣頭取は重要事項については連署して責任を負ったが、その他の事項については当番の惣頭取が単独で行動した。惣頭取のほかに頭取並というのがあった。頭取並には発起人の中から約30人が任命され、主として会社の内部的な仕事を担当した⁽¹¹²⁾。

大阪通商会社規定第二十八条では以下のように記してある。

「通商会社中六人づつ、月番相立、一ヶ月づつ持切、月番中の事件は事済迄その月番掛の事。但非番の内二人づつ、順を立時々会社見廻申べ

き事。」

惣頭取及び頭取並は6人ずつ1か月交代で勤務した。勤務期間中に解決しない事項（事件）が生じた場合には、それが解決されるまでその月番の責任とされた。会社の監督機関としては、非番の者が二人ずつ順次に会社を見廻ることになっていた。

月番で決定したことは、惣頭取の決裁を受けたうえ実行されたが、惣頭取が自ら出勤することは少なく、多くはその手代に代勤させた。月番の下にはそれぞれ掛りが置かれた。頭取並はそれぞれ分担して各商社との交渉を担当した⁽¹¹³⁾。

⑨貸付

大阪通商会社規定第二十六条では以下のように記してある。

「為替会社より借月致候金子利息の義は、一ヶ月一分五厘の割合、返納期月は六ヶ月限、無抛分にてても期月一ヶ年をこさざる規則に候事。

以上のように、社中の商社などが借用という融資を受けることができた。金利は1か月一分五厘、返済期間は通常6か月、最長1年であった。融資する機関は、通商会社ではなく為替会社であった。

大阪通商会社規定第二十七条では以下のように記してある。

「引当品の義は期月相立候はば何品に限らず公平の入札を以買払、過金は借主へ相渡し、不足金は借主より為相償、為替会社へ弁納いたすべく事。

但期月中引当品代価格別下落する事あらば借主より差入金を成さしむべし、且引当品入札売払ひの期日延引不可成事。」

以上のように、期日に至って返納できない場合には、通商会社はその引当品を公平な入札で売却し、過金があれば借主へ渡し、不足すれば借主から不足額を為替会社へ支払させた。

⑩海運の振興

大阪通商会社規定第十二条では以下のように記してある。

「商用の便利を得るには、第1船舶に付商用蒸気船等の為借用申出候分は、六ヶ月の期月に拘わらず為替会社に於て貸出べし、尤も運送益金の内より元利金返済型の割合互細取調申出べし事。」

通商会社は海運の振興を図ることも目的の一つとしている。商用の蒸汽船を買入するための資金を必要とする者へは、為替会社から資金の融通が受けられやすいような規定を定めている。この船舶融資については、6ヶ月の期月に拘わらず為替会社において貸出し、運用利益の内の返済の割合は話し合いによると、優遇策を講じている。

おわりに

以上のように、古代から明治初期までの対外関係、特に日本とアジアの交易について概説してきた。最後に、著者の専門である国際経営の視点から、重要であると考えられる視点、または各時代において見過ごされていたり、あまり研究が蓄積されていないにもかかわらず重要であると思われる歴史的問題について考察してみたい。

第1は、日本と渤海との関係である。日本の古代や中世の交易については、本稿でも触れたように、中国との交易、特に遣隋使、遣唐使、日宋貿易、日明貿易に関連する研究が多い。古代において、遣隋使や遣唐使の役割は重要であることは言うまでもないが、日本との海外交易において従来あまり研究蓄積のない日本と渤海との交易も重要であると思われる。渤海は、7世紀から10世紀にかけて東アジア（今の中国東北部・沿海州、朝鮮、ロシア、かつての満州と朝鮮の一部）の大国として君臨した。渤海は文献資料が少ないなどの理由で、長く世界史の謎の王国とされていた。渤海は、朝鮮の高句麗の後継であると考えられているが、渤海の民族は、新羅（現在の朝鮮族の源流）とは別系統の民族で、百濟（扶余族が中心）とともに天神信仰を持つツングース系である扶余族（中国東北

部、旧満州から朝鮮にかけて活躍した)や靺鞨(まっかつ)族が主流であるとされる。日本との関係では、729年から922年までの約200年間で、渤海から日本への使節は35回(そのうち1回は非公式)、日本から渤海への使節は15回(そのうち2回は非公式)あったとされている⁽¹¹⁴⁾。この時代に行われていた遣唐使(630年から838年)については、唐から日本への使節は9回(そのうち731年の使節は唐の正式な使節ではなく蘇州からの使節であるとされている)、日本から唐への使節は12回(その他に正式でない例が3回あるとされている)あったとされている⁽¹¹⁵⁾。これを見ても、当時、日本と渤海との交流は、唐よりも緊密であったとさえ言えるのである。渤海を通じての唐の文化ルート、あるいは渤海を媒介としての東アジアとの交易ルートも無視できないであろう。895(元慶7)年、渤海使が鴻臚館において菅原道真と交流した記録も残っている⁽¹¹⁶⁾。渤海と日本との交流は、日本海ルートを採用のが多く、環日本海文化の問題を考えると渤海を抜いて考察しても不十分となる。また、このような公的な交渉だけではなく、私貿易もあったとされている。『続日本紀』によると天平18年の12月、「渤海及び鉄利」の人が1,100人ばかり出羽に上陸したとしている⁽¹¹⁷⁾。また、871年、渤海使が京都の都人や市人と交易を物語る資料がある⁽¹¹⁸⁾。今後、謎の多い渤海と日本との交流・交易についての解明が望まれる。

第2は、16世紀から17世紀初めにかけての日本の朱印船貿易である。朱印船貿易により、東南アジア各地に日本人町ができた。この日本人町の出現は、歴史的にみると小規模ながら日本の海外直接投資の端緒といえる。直接投資といっても、海外での貿易のための小さな店や現地日本人のための商店の設置のための投資であろうが、日本の歴史上このような海外進出はそれまでほとんどなかった。その意味で、国際経営の視点からみると、朱印船貿易による日本人町の出現は重要である。しかし、本論で述べたように、徳川幕府のいわゆる鎖国のため、朱印

船貿易は衰退し、東南アジアの日本人町も徐々に消滅してしまった。

第3は、江戸時代のいわゆる「鎖国」における貿易は、長崎におけるオランダ商人・中国商人との交易のみならず、薩摩藩を通しての琉球・中国(明・清)との交易、対馬藩を通じた朝鮮との交易、松前藩を通じたアイヌとの交易という、近世日本においては、対外交易において4つの口があったことである。近世史では、これら異国(中国・オランダ・朝鮮・琉球)や異域(アイヌ)との接触の場所、もしくはルートを総称して「四つの口」と呼ばれている⁽¹¹⁹⁾。江戸時代のいわゆる鎖国時代においても、この4つのルートを通して、異国との活発な貿易が続いていたのである。本論では、この4つの口のうち、最も主流であった長崎貿易、および琉球貿易については言及した。本論で触れなかった対馬藩を通じた朝鮮との交易について簡単に概説してみたい。

朝鮮とは、日本の古代より交易が続いていた。鎖国の江戸時代においては、長崎のオランダとの貿易とともに、対馬藩の朝鮮貿易があった。対馬藩の宗氏は、中世以来朝鮮貿易を行っていたが、江戸時代も鎖国体制下で、朝鮮貿易が幕府により認められていた。幕府は対馬藩に朝鮮との外交と貿易を行わせた。1609年(慶長14年)の己酉約条により、宗氏は朝鮮と貿易に関する協定を結んだ。これにより、宗氏が毎年朝鮮に送る貿易船の歳遣船も20隻に制限された。また、釜山に倭館が設けられ、宗氏の渡航証明書所持者に限って貿易することが許された。釜山の倭館は、代官以下を駐在させ、外交と貿易を行った。

朝鮮貿易での公貿易(李王朝との交易)では、対馬藩の宗氏は銅、錫、蘇木(そぼく)、水牛角(すいぎゅうかく)、胡椒、明礬(みょうばん)などを輸出し、朝鮮からは木綿、虎皮、豹皮、照布(てるふ)、白布、紬(つぐみ)、花蓆(はなむしろ)、筆、墨などが輸入された。また私貿易(朝鮮商人との交易)では、日本からは公貿易で輸出された以外に明礬(みょうばん)、

狐皮、狸皮、紅など品目が多く、朝鮮側からは、朝鮮人参、白糸、米、豆などが輸入された。また長崎貿易による輸入品の中継貿易も盛んにおこなっていた。

しかし1686（貞享3）年に幕府によって、朝鮮貿易高は年間金1万8,000両に制限され、対馬藩は大きな打撃を受けた。その後1700（元禄13）年には金3万両に復活されたが、日本の銀の品位の低下、朝鮮人参が日本でも栽培されるようになったために、貿易による利益も減少し、朝鮮貿易はしだいに不振となった。

第4は、幕末・明治初期における外国為替レート問題である。幕末において、日本の金および銀の国内価格が国際的価格と大きく乖離し、その結果として大量の金小判が流出した。日本では、江戸幕末時代では、銀に対する金の市場価格が、低く設定されていたのである。いつの時代においても、貿易・海外投資において外国為替レートをどう決めるかについては大きな問題である。ましてや、幕末において開港し、海外、特に英国を中心とした欧米との貿易においては、外国為替レートの決定は最初の経験であるだけに大問題であった。結果として、日本の国際経済の無知などがあり、金の価値が国際水準より不当に安い水準で決定してしまったことから、金小判の海外への大量な流出という状況が生じてしまった。その後、幕府はこのことに気づき、金の価値を下げ、金と銀との交換比率を国際水準に合致させるように制度を変更してとりあえず問題は解決した。明治に入っても、外国為替レートをどうするかという問題は海外貿易において依然として重要な課題であった。

本稿では、歴史的視点から、日本の海外交易、特にアジア交易について考察してきた。本稿では、古代から明治初期前までという1800年間にわたる長い日本の交易について概説した。そのため、各時代の歴史的事実について深く解明することができなかった。著者の今後の課題は、国際経営、比較経営、および歴史という視点で、日本の海外交易と投資、特にアジアとの交易について見つめなおしていきたい。また、明治以

降の日本のアジア交易と投資についても研究を深めていきたい。さしあたり、「明治・大正・昭和初期までの日本の南方・南洋進出」、「日本の台湾への進出」、および「戦後日本企業の東南アジアへの進出」を中心として研究を進めていきたいと考えている。

(注)

- (1) 佐伯有清 (1978)、154頁。
- (2) 東野治之 (2007)、21頁。
- (3) 田中健夫 (1975)、17頁。
- (4) 豊田武・児玉幸多 (1970) 34頁。
- (5) 東野治之 (2007)、153-154頁。
- (6) 東野治之 (2007)、21頁。
- (7) 森克己・沼田次郎 (1978)、52-53頁。
- (8) 竹野要子 (2000)、17-20頁。
- (9) 田中健夫 (1975)、20-28頁。
- (10) 田中健夫 (1975)、28頁。
- (11) 佐々木銀弥 (1966)、114頁。
- (12) 田中健夫 (1975)、48-49頁。
- (13) 田中健夫 (1975)、161頁。
- (14) 田中健夫 (1975)、153頁。
- (15) 堀江保蔵 (1968)、75頁。
- (16) 豊田武・児玉幸多 (1970)、433頁。
- (17) 豊田武 (1957)、32-35頁。
- (18) 田中健夫 (1975)、160-164頁)
- (19) 守屋毅 (1984)、125頁。
- (20) 田中健夫 (1975)、160-164頁。
- (21) 高良倉吉 (1993)、78-82、および高良倉吉 (1998)、58-59頁。
- (22) 高良倉吉 (1998)、52頁。
- (23) 高良倉吉・田名真之編著 (1993)、23頁。
- (24) 宮城栄昌 (1968)、50-52頁。
- (25) 宮城栄昌 (1968)、47頁。
- (26) 高良倉吉 (1998)、63頁。
- (27) 新城俊昭 (2014)、84-85頁。
- (28) 新城俊昭 (2014)、85頁。
- (29) 高良倉吉 (1998)、60-61頁。
- (30) 生硫黄 (原鉱) で2-3万斤が毎回の貢額とされ、福建で精錬されたのち北京へも送られた。硫黄の産地は徳之島西方の硫黄島である。明では火薬の原料として用いられ、国防にかかわる重要な軍需物資であった。朝貢馬は、物資の輸送その他に必要な軍馬として用いられた。1383年には、明の使者が銅銭をもって琉球の馬923匹を買い付けた。十四世紀から十五世紀初めにおける琉球は、明朝にとって軍馬供給地の一つであったといわれる (高良倉吉・田名真之編著 (1993)、29頁)。
- (31) 新城俊昭 (2014)、82-84頁。
- (32) 高良倉吉 (1998)、64-68頁。
- (33) 外間守善 (1986)、73-74頁。
- (34) 新城俊昭 (2010) は、僧侶の重要性について以下のように記述している。「琉球と日本の交易で、パイプ役としての役割をはたしたのは、日本からやってきた僧侶 (禅僧) であった。かれらは王府に重く用いられて琉球に居住し、仏教や文字を伝える文化使節としての役割だけでなく、日本との交渉にも大きく貢献した。琉球にはじめて臨濟宗を伝えた京都南禅寺の芥隠は、その代表的な僧侶である。(新城俊昭 (2010)、52-53頁)。」
- (35) 新城俊昭 (2010)、55頁。
- (36) 外間守善 (1986)、72頁。
- (37) 高良倉吉 (1980)、139頁。
- (38) 宮城栄昌 (1968)、61-65頁。
- (39) トメ・ピレス (1966)、邦訳248-251頁。
- (40) 新城俊昭 (2014)、83-84頁。
- (41) Boies Penrose (1971)。
- (42) 岩生成一 (1962)、26-31頁。
- (43) 岩生成一 (1962)、28頁。
- (44) 岩生成一 (1962)、35-39頁。
- (45) 岩生成一 (1962)、40-43頁。
- (46) 岩生成一 (1962)、43-52頁。
- (47) 岩生成一 (1962)、66-80頁。
- (48) 岩生成一 (1962)、98-101頁。
- (49) 岩生成一 (1962)、100-101頁。
- (50) 岩生成一 (1962)、182-183頁。
- (51) 岩生成一 (1962)、116-117頁。
- (52) 岩生成一 (1962)、119頁。
- (53) 岩生成一 (1942)、62頁。
- (54) 岩生成一 (1962)、124頁。
- (55) 板沢武雄 (1966)、108-115頁。
- (56) 瀬野精一郎 (1972)、174-175頁。
- (57) 山脇荆二郎 (1980)、46-50頁。
- (58) 板沢武雄 (1966)、108-115頁。
- (59) 瀬野精一郎 (1972)、174-175頁。
- (60) 角田栄 (1980)、15頁。

- (61) 出口保夫 (1998)、84頁。
- (62) 板沢武雄 (1966)、128-132頁。
- (63) 板沢武雄 (1966)、128-129頁。
- (64) 阿蘭陀宿については、片桐一男 (2000) が詳しい。
- (65) ケンペルについては、以下の邦訳書がある。ケンペル (呉秀三訳) (1966) 『異国叢書 ケンペル江戸参府紀行 上下巻』雄松堂書店。ケンペル (齊藤信訳) (1977) 『江戸参府旅行日記』平凡社。
- (66) ゴーフとフィッセルについては、以下の邦訳書がある。ゴーフ、フィッセル (1941) (齊藤阿具訳 『ゴーフ日本回想録、フィッセル参府紀行』奥川書房。
- (67) ジーボルトについては、以下の邦訳書などがある。ジーボルト (齊藤信訳) (1967) 『江戸参府紀行』平凡社。
- (68) 瀬野精一郎 (1972)、174-175頁。
- (69) 瀬野精一郎 (1972)、175-177頁。
- (70) 豊田武・児玉幸多 (1970)、301頁。
- (71) 板沢武雄 (1966)、116-117頁。
- (72) 板沢武雄 (1966)、117-119頁。
- (73) 板沢武雄 (1966)、119-120頁。
- (74) 箭内健次編 (1960)、184-186頁。
- (75) 板沢武雄 (1966)、120頁。
- (76) 板沢武雄 (1966)、120-122頁。
- (77) 板沢武雄 (1966)、122-123頁。
- (78) 賀川隆行 (1992)、74-75頁。
- (79) 瀬野精一郎 (1972)、181-185頁。
- (80) 角田栄 (1980)、16-19頁。
- (81) この日米和親条約 (神奈川条約) の日本語訳は、土屋・玉木訳 『ペルリ提督 日本遠征記 (3)』岩波文庫、242-245頁を基本としたものである。
- (82) 楫西光速 (1954)、84頁。
- (83) ハリス (石田精一訳) (1953) 『日本滞在記 (中)』、202-209頁。
- (84) 楫西光速 (1954)、84頁。
- (85) 日米修好通商条約の条文 (和文) は、ハリス (石田精一訳) (1953) 『日本滞在記 (下)』岩波書店、213-229頁を基本としたものである。
- (86) 横浜市 (1959) 『横浜市史 第2巻』横浜市、168頁。
- (87) 横浜市 (1959) 『横浜市史 第2巻』横浜市、171頁。
- (88) 横浜市 (1959) 『横浜市史 第2巻』横浜市、175-176頁。
- (89) 横浜市 (1959) 『横浜市史 第2巻』横浜市、178頁。
- (90) 横浜市 (1959) 『横浜市史 第2巻』横浜市、183頁。
- (91) J.R.ブラック (ねずまさし・小池晴子訳) (1970) 『ヤング・ジャパニーズ横浜と江戸』(全3巻) を著したJ.R.ブラックは、横浜の英字新聞の記者であった。
- (92) 大口勇次郎・五味文彦編 (1993) は、小判の流出の状況について以下のように記述している。「幕府は開港当初、このような事態をふせぐために、1枚三匁六分 (約13.5グラム) の二朱銀つまり新二朱銀を鑄造して対策をこうじた。新二朱銀2枚は洋銀1枚で同量になったが、このことは洋銀の価値が3分の1に切り下げられてしまうことであった。外国、とくにアメリカ総領事ハリスとオールコックは強硬に抗議を繰り返し、幕府は開港直後の6月2日、新二朱銀の通用を停止せざるをえない立場に追いこまれてしまった。その結果が小判の大量輸出にいたったのである。(大口勇次郎・五味文彦編 (1993)、277頁)」
- 「日米通商条約の締結直後の、1858 (安政5) 年8月、ロシア軍艦が長崎に来航し、その船長ウンコウシキは長崎奉行に対して「英米人が洋銀を大量にもちこみ日本の小判を輸出することになるので、急速にその対策をこざるべきである」と忠告している。ロシアのこのような対応ぶりをみると、当時の日本における通貨問題をめぐる国際関係はかなり奥深いものがある。(大口勇次郎・五味文彦編 (1993)、277頁)」
- (93) 菅野和太郎 (1961)、220頁。

- (94) 菅野和太郎 (1961)、227頁。
 (95) 菅野和太郎 (1961)、229頁。
 (96) 菅野和太郎 (1961)、230頁。
 (97) 菅野和太郎 (1961)、233-243頁。
 (98) 菅野和太郎 (1961)、236頁。
 (99) 楫西光速 (1954)、200-211頁。
 (100) 菅野和太郎 (1971)、110頁。
 (101) 高村直助 (1996)、34-36頁。
 (102) 福島正夫 (1988)、27-28頁。
 (103) 菅野和太郎 (1971)、136頁。
 (104) 楫西光速 (1954)、202-203頁。
 (105) 菅野和太郎 (1971)、129-136頁。
 (106) 菅野和太郎 (1971)、137-138頁。
 (107) 「大坂商社規則」は、明治文化研究会 (1957) 478-488頁に掲載されており、本稿はそれによった。
 (108) 菅野和太郎 (1961)、258頁。
 (109) 菅野和太郎 (1961)、259頁。
 (110) 菅野和太郎 (1961)、262頁。
 (111) 菅野和太郎 (1961)、262頁。
 (112) 菅野和太郎 (1961)、260頁。
 (113) 菅野和太郎 (1961)、260頁。
 (114) 中西進・安田喜憲編 (1992)、214-215頁、および上田雄・孫栄健 (1990)、68-165頁。
 (115) 中西進・安田喜憲編 (1992)、214-215頁。
 (116) 上田雄・孫栄健 (1990)、28-29頁。
 (117) 中西進・安田喜憲編 (1992)、225頁。
 (118) 中西進・安田喜憲編 (1992)、231頁。
 (119) 荒野泰典・石井正敏・村井章介編 (1992a)、297頁。

参考文献

第1節参考文献

- 朝尾直彦・網野善彦・山口啓二・吉田孝 (1987) 『日本の社会史1 列島内外の交通と国家』岩波書店。
 荒野泰典・石井正敏・村井章介編 (1992a) 『アジアの中の日本史II 外交と戦争』東京大学出版会。
 荒野泰典・石井正敏・村井章介編 (1992b) 『アジアの中の日本史III 海上の道』東京大学出版会。
 堀江保蔵 (1968) 『日本経済史読本』東洋経済新報社。
 石井正敏 (2003) 『東アジア世界と古代の日本』山川出版社。
 森克己 (1948) 『日宋貿易の研究』国立書院。
 森克己 (1960) 『遣唐使』至文堂。
 森克己・沼田次郎 (1978) 『対外関係史』山川出版社。
 守屋毅 (1984) 『日本中世への視座』日本放送出版会。
 村井章介 (1993) 『中世倭人伝』岩波書店。
 中西進・安田喜憲編 (1992) 『謎の王国・渤海』角川書店。
 小和田淳 (1943) 『日本貨幣流通史』刀江書院。
 小和田淳 (1956) 『鉱山の歴史』至文堂。
 小和田淳 (1958) 『日本の貨幣』至文堂。
 小和田淳 (1968) 『日本鉱山史の研究』岩波書店。
 小和田淳 (1969) 『中世日支交通史の研究』刀江書院。
 小和田淳 (1976) 『金銀貿易史の研究』法政大学出版会。
 佐々木銀弥 (1966) 『中世の商業』至文堂。
 佐伯有清 (1978) 『最後の遣唐使』講談社。
 東野治之 (2007) 『遣唐使』岩波書店。
 田中健夫 (1975) 『中世対外関係史』東京大学出版会。
 田中健夫 (1982) 『倭寇』教育社。
 豊田武 (1957) 『堺』至文堂。
 豊田武・児玉幸多 (1970) 『交通史』山川出版社。

竹野要子 (2000) 『博多』 岩波書店。
上田雄・孫栄健 (1990) 『日本渤海交渉史』 六興出版。
上田雄 (1992) 『渤海国の謎』 講談社。
上田雄 (2001) 『渤海史の研究』 明石書店。

第2節関連文献

安里延 (1941) 『日本南方発展史』 三省堂。
Anthony Reid (1988), *Southeast Asia in the Age of Commerce 1450-1680*, Yale University Press. (平野秀秋・田中優子訳 (1997) 『大航海時代の東南アジア1450-1680』 法政大学出版局。)
Boies Penrose (1971), *Travel and Discovery in the Renaissance 1420-1620*, Harvard University Press. (荒尾克己訳 (1985) 『大航海時代一旅と発見の二世紀』 筑摩書房。)
宮城栄昌 (1968) 『沖縄の歴史』 日本放送出版協会。
小和田淳 (1968) 『中世南島通交貿易史の研究』 刀江書院。
新里恵二・田港朝昭・金城正篤 (1972) 『沖縄県の歴史』 山川出版社。
新井重清・座安政侑・山中久司 (1994) 『沖縄の歴史』 沖縄文化社。
新城俊昭 (2010) 『沖縄から見える歴史風景』 東洋企画。
新城俊昭 (2014) 『琉球・沖縄史』 東洋企画。
外間守善 (1986) 『沖縄の歴史と文化』 中央公論社。
高良倉吉 (1980) 『琉球の時代』 筑摩書房。
高良倉吉・田名真之編著 (1993) 『図説 琉球王国』 河出書房新社。
高良倉吉 (1993) 『琉球王国』 岩波書店。
高良倉吉 (1998) 『アジアのなかの琉球王国』 吉川弘文館。
谷川健一 (1992) 『海と列島文化6 琉球弧の世界』 小学館。
豊見山和行 (2003) 『琉球・沖縄市の世界』 吉川弘文館。
東恩納寛惇 (1969) 『黎明期の海外交通史』 琉

球新報社。
トメ・ピレス (生田滋ほか訳) (1966) 『大航海時代叢書V 東方諸国記』 岩波書店。
内田晶子・高橋恭子・池谷望子 (2009) 『アジアの海の古琉球』 榕樹書林。

第3節参考文献

朝尾直弘 (1991) 『世界史の中の近世』 中央公論社。
岩生成一 「仏印印度支那に於ける日本人発展の歴史」 (満鉄東亜経済調査局編 (1942) 『南方亜細亜の民族と社会』 大和書店。
岩生成一 (1958) 『朱印船貿易史の研究』 弘文堂。
岩生成一 (1962) 『朱印船と日本人町』 至文堂。
岩生成一 (1966) 『南洋日本人町の研究』 岩波書店。
岩生成一 (1966) 『日本の歴史14 鎖国』 中央公論社。
川島元次郎 (1921) 『朱印船貿易史』 六甲書房。
永積洋子 (2001) 『朱印船』 吉川弘文館。
桜井清彦・菊池誠一 (2002) 『近世日越交渉史 日本町・陶磁器』 柏書房。
和田正彦 (1991) 『近現代の東南アジア』 放送大学教育振興会。

第4節参考文献

赤瀬浩 (2005) 『「株式会社」長崎出島』 講談社。
出口保夫 (1998) 『英国紅茶の話』 PHP研究所。
藤井讓治 (1992) 『日本の歴史⑫ 江戸開幕』 集英社。
フィッセル (庄司三男・沼田次郎訳) (1978) 『日本風俗備考1』 平凡社。
フィッセル (庄司三男・沼田次郎訳) (1978) 『日本風俗備考2』 平凡社。
原田伴彦 (1964) 『長崎一歴史の旅への招待』 中央公論社。
林屋辰三郎 (1969) 『国民の歴史14 寛永鎖国』 文英堂。
板沢武雄 (1949) 『日蘭貿易史』 平凡社。
板沢武雄 (1966) 『日本とオランダ』 至文堂。
井上直次郎訳 (1956) 『長崎オランダ商館の日

記 第1輯』岩波書店。

井上直次郎訳 (1957) 『長崎オランダ商館の日記 第2輯』岩波書店。

井上直次郎訳 (1958) 『長崎オランダ商館の日記 第3輯』岩波書店。

石井寛治 (1984) 『近代日本とイギリス資本—ジャーディン=マセトン商会を中心に—』東京大学出版会。

ジーボルト (齊藤信訳) (1967) 『江戸参府紀行』平凡社。

賀川隆行 (1992) 『日本の歴史⑭ 崩れゆく鎖国』集英社。

片桐一男 (1997) 『開かれた鎖国—長崎出島の人・物・情報』講談社。

片桐一男 (2000) 『江戸のオランダ人』中央公論社。

ケンペル (呉秀三訳) (1966) 『異国叢書 ケンペル江戸参府紀行 上巻』雄松堂書店。

ケンペル (呉秀三訳) (1966) 『異国叢書 ケンペル江戸参府紀行 下巻』雄松堂書店。

ケンペル (齊藤信訳) (1977) 『江戸参府旅行日記』平凡社。

カッテンディーケ (水田信利訳) (1964) 『長崎海軍伝習所の日々』平凡社。

川勝平太 (1991) 『日本文明と近代西洋—「鎖国」再考—』日本放送出版会。

幸田成友 (1942) 『日欧通交史』岩波書店。

科野孝蔵 (1984) 『オランダ東インド会社—日蘭貿易のルーツ—』同文館。

金井圓 (1986) 『日蘭交渉史の研究』思文閣。

角田栄 (1980) 『茶の世界史』中央公論社。

永積昭 (2000) 『オランダ東インド会社』講談社。

永積洋子 (2000) 『平戸オランダ商館日記』講談社。

永積洋子訳 (1969) 『平戸オランダ商館の日記 第1輯』岩波書店。

永積洋子訳 (1969) 『平戸オランダ商館の日記 第2輯』岩波書店。

永積洋子訳 (1969) 『平戸オランダ商館の日記 第3輯』岩波書店。

永積洋子訳 (1970) 『平戸オランダ商館の日記

第4輯』岩波書店。

中西啓 (1975) 『長崎のオランダ医たち』岩波書店。

オールコック (山口光朔訳) (1962) 『大君の都—幕末日本滞在記—上』岩波書店。

オールコック (山口光朔訳) (1962) 『大君の都—幕末日本滞在記—中』岩波書店。

オールコック (山口光朔訳) (1962) 『大君の都—幕末日本滞在記—下』岩波書店。

大庭脩 (2001) 『漂流船物語—江戸時代の日中交流』岩波書店。

ボンベ (沼田次郎・荒瀬進訳) (1968) 『ボンベ日本滞在看聞記』雄松堂書店。

セーリス、ビイルマン (村川堅固・尾崎義三訳、岩生成一校訂) (1970) 『異国叢書 セーリス日本航海記 ビイルマン日本滞在記』雄松堂書店。

武野要子 (1979) 『藩貿易史の研究』ミネルヴァ書房。

瀬野精一郎 (1972) 『長崎県の歴史』山川出版社。

外山幹夫 (1988) 『長崎奉行』中央公論社。

箭内健次 (1959) 『長崎』至文堂。

箭内健次 (1960) 『長崎県の歴史』文画堂。

箭内健次編 (1960) 『長崎県の歴史』文画堂。

山脇荊二郎 (1964) 『長崎の唐人貿易』吉川弘文館。

山脇荊二郎 (1980) 『長崎のオランダ商館』中央公論社。

ゾーフ、フィッセル (1941) (齊藤阿具訳『ゾーフ日本回想録、フィッセル参府紀行』奥川書房。

第5、6節参考文献

福島正夫 (1988) 『日本資本主義の発達と私法』東京大学出版会

森義男 (1969) 『ペリーと下田開港』、下田史段会・下田市観光協会。

本庄栄治郎 (1935) 『幕末の新政策』有斐閣。

ハリス (石田精一訳) (1953) 『日本滞在記 (上、中、下)』岩波書店。

石井寛治 (1984) 『近代日本とイギリス資本—ジャーディン=マセトン商会を中心に—』東

- 京大学出版会。
- 石井孝(1944)『幕末貿易史の研究』日本評論社。
- 石井孝(1944)『幕末動乱期の分析』中央公論社。
- 石井孝(1957)『明治維新の国際的環境』吉川弘文館。
- 石井孝(1972)『日本開国史』吉川弘文館。
- 石井孝(1976)『港都横浜の誕生』有隣堂。
- J.R.ブラック(ねずまさし・小池晴子訳)(1970)『ヤング・ジャパン1—横浜と江戸』。
- J.R.ブラック(ねずまさし・小池晴子訳)(1970)『ヤング・ジャパン2—横浜と江戸』平凡社。
- J.R.ブラック(ねずまさし・小池晴子訳)(1970)『ヤング・ジャパン3—横浜と江戸』平凡社。
- 菅野和太郎(1961)『幕末維新経済史研究』ミネルヴァ書房。
- 菅野和太郎(1971)『日本会社発生史の研究』経済評論社。
- 加藤祐三(1988)『黒船異変—ペリーの挑戦』岩波書店。
- 梶西光速(1954)『日本資本主義発達史』有斐閣。
- 明治文化研究会(1957)『明治文化全集第12巻』経済篇。日本評論新社。
- 西川武臣(1997)『幕末・明治の国際市場と日本—生糸貿易と横浜』雄山閣。
- 日本蚕糸新聞社編(1988)『横浜とシルクの道』横浜生糸取引所。
- 日本経済史研究所(1973)『幕末経済史研究』臨川書店。
- 岡崎三郎(1937)『日本資本主義発達史概説』有斐閣。
- 大口勇次郎・五味文彦編(1993)『日本史史話2 近世』山川出版社、277頁)。
- 大口勇次郎・五味文彦編(1993)『日本史史話2 近世』山川出版社。
- 渋沢敬三編(1979)『明治文化史11 社会経済』原書房。
- 杉山伸也(1993)『明治維新とイギリス商人—トマス・グラバーの生涯—』岩波書店。
- 齊藤多喜夫他著(2009)『東京横浜今昔』学習研究社。
- 高村直助(1995)『再発見 明治の経済』塙書房。
- 高村直助(1996)『会社の誕生』吉川弘文館。
- 田中彰(1992)『日本の歴史⑮ 開国と統幕』集英社、82—98頁。
- 土屋喬雄(1942)『維新経済史』中央公論社。
- 土屋喬雄(1955)『日本経済史』弘文堂。
- 土屋喬雄(1968)『日本経済史概説』東京大学出版会。
- 土屋喬雄・玉木肇訳『ペルリ提督 日本遠征記(1)、(2)、(3)、(4)』岩波書店。
- 海野福寿(1967)『明治の貿易』塙書房、8—25頁。
- 横浜市(1959)『横浜市史 第2巻』横浜市。
- 山口和雄(1947)『幕末貿易史』生活社。
- 横浜開港資料館編(1994)『幕横浜商人とその時代』有隣堂。
- 横浜輸出絹業史刊行会(1958)『横浜輸出絹業史』横浜輸出絹業史刊行会。
- 安岡重明(1970)『日本資本制の成立過程』ミネルヴァ書房。